

(案)

未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり

第2期 久喜市教育振興基本計画

【平成30年度～平成34年度】

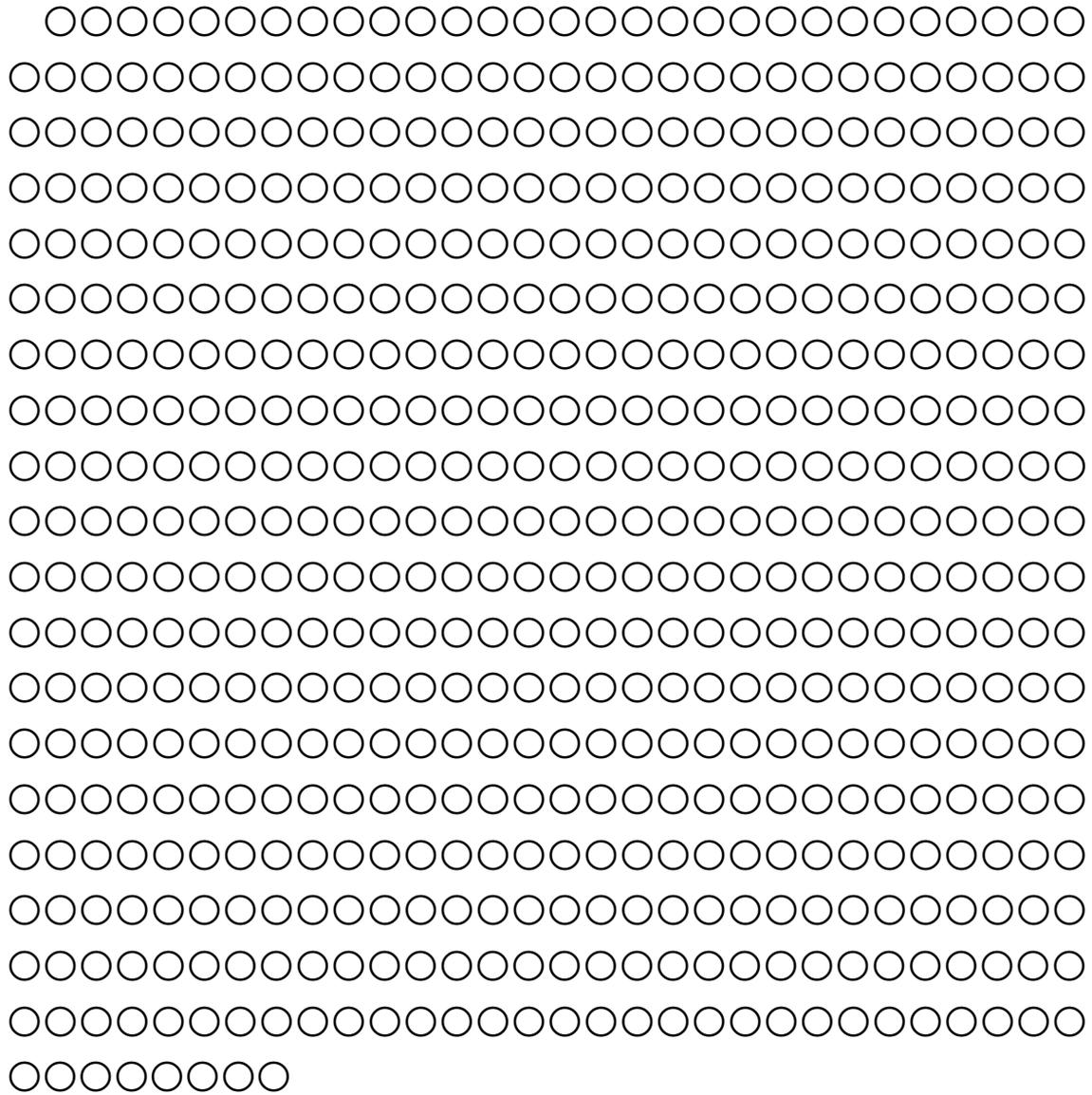
凡 例

下線部・・・パブリックコメント後の訂正箇所

※ 訂正後の内容が掲載されています。訂正前の内容は、資料2「第2期久喜市教育振興基本計画（案）訂正箇所一覧」をご覧ください。

久喜市教育委員会

第2期 久喜市教育振興基本計画の策定にあたって



平成30年3月

久喜市教育委員会

教育長 柿沼光夫

— 目 次 —

第1章 総論

I はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 教育を取り巻く社会の動向	3
5 第1期計画の検証と今後の課題	4

II 計画の基本的な考え方

1 基本理念	21
2 基本方針	21
3 基本目標	22
4 施策の体系	24

第2章 施策の展開

基本目標1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

施策1 子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援	27
施策2 小学校との連携	29
施策3 教員の資質・能力の向上	30
施策4 保護者への支援体制の充実	31
施策5 幼稚園と保育所の連携	33
施策6 特別支援教育の充実	34

基本目標2 「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実

施策1 学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の充実	35
施策2 豊かな人間性をはぐくむ教育の充実	38
施策3 体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実	41
施策4 学校における人権教育の充実	43
施策5 自立する力をはぐくむ教育の充実	45
施策6 安全教育の充実	49

基本目標3 信頼される学校づくりの推進

施策1 教職員の資質・能力の向上	51
施策2 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	53
施策3 安全の確保	55
施策4 学校の適正規模・適正配置の推進	57
施策5 学校施設・設備の整備・充実	58
施策6 学校給食の充実	60

基本目標4	人権を尊重した教育の推進	
施策1	P T A・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進	62
施策2	家庭・地域における人権教育の推進	64
施策3	企業・事業者に対する人権教育の推進	65
基本目標5	豊かな生き方を築く生涯学習の推進	
施策1	多彩な生涯学習機会の提供	66
施策2	保護者の交流機会の提供・支援	68
施策3	生涯学習環境の整備・充実	69
施策4	公民館活動の充実	70
施策5	図書館サービスの充実	72
施策6	市民大学・高齢者大学の充実	74
施策7	放課後子ども教室の推進	76
基本目標6	歴史・文化の継承と活用	
施策1	文化芸術団体の育成・支援	77
施策2	文化芸術活動等の充実	78
施策3	地域文化資源の発掘	80
施策4	文化財の保存・継承	81
施策5	文化財の活用	82
施策6	郷土資料館の充実	83
基本目標7	生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実	
施策1	スポーツ・レクリエーション施設の充実	84
施策2	スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実	85
施策3	スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進	87
施策4	スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援	88

第3章 計画の推進に向けて

1	計画の推進	89
2	計画の進行管理	89

資料編

1	用語解説	91
2	久喜市教育振興基本計画策定委員会条例	100
3	久喜市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	102
4	計画策定経過	103
5	アンケート調査概要	104

本計画で「*」で記した用語については、91～99ページの「用語解説」をご参照ください。

第1章 総論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

久喜市教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成25年に久喜市教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、当該計画に基づき様々な施策に取り組んできました。

第1期計画では、「未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり」を基本理念に掲げ、3つの基本方針と7つの基本目標を定め、さらに、基本目標を達成するための施策と具体的な取組みを体系的に示しました。

国においては、平成25年6月に第2期教育振興基本計画が策定され、埼玉県においても、平成26年10月に第2期埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」が策定されています。

社会状況をみますと、情報通信技術の進展等と相まって、グローバル化が急速に進展し、人々の価値観や文化、生活様式の多様化がさらに進み、社会が複雑化しています。また、少子高齢化の進展、能力発揮機会の不均衡、地域コミュニティの希薄化、自然環境への負荷の拡大や紛争といった地球規模の問題等、多くの課題が山積しています。

こうした社会の急速な変化や諸問題に対応し、自らの力で生きがいや潤いのある人生を切り拓き歩いていける人づくりのため、また、そうした人々が暮らす平和な社会を実現するためには、教育の果たす役割は大変重要であります。

久喜市教育委員会では、第1期計画が平成29年度末に終了することから、平成30年度を初年度とする「第2期久喜市教育振興基本計画」を策定するものです。

本計画は、教育を取り巻く社会の動向や久喜市総合振興計画*を踏まえ、国や県の第2期教育振興基本計画を参考にし、中長期的な視点に立って、平成30年度から5年間の本市の教育の基本理念、基本方針、基本目標並びに施策及び取組みの体系を示すものです。

《教育基本法抜粋》

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

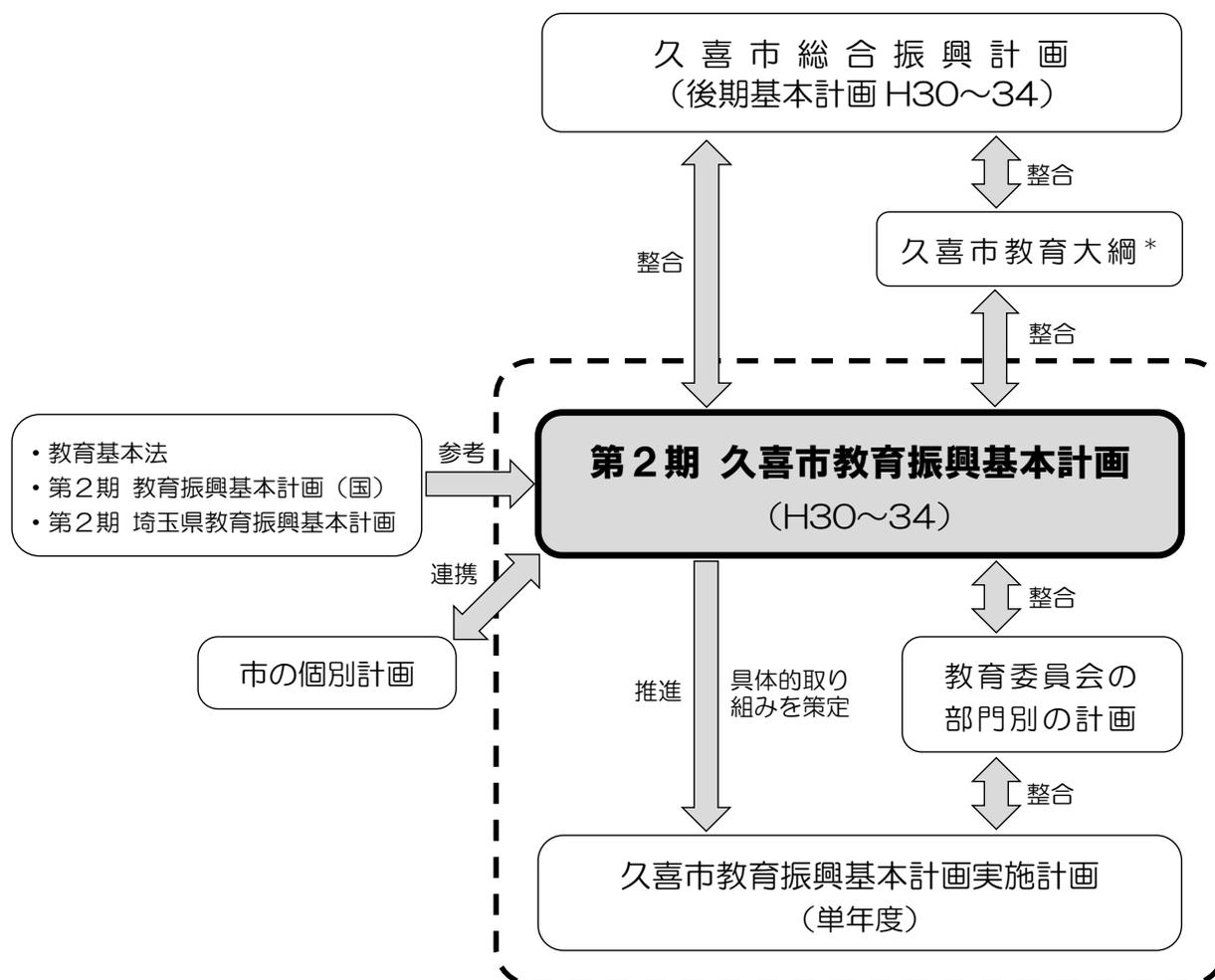
2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、国及び県の第2期教育振興基本計画を参考にして、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として定めます。

また、久喜市総合振興計画*の分野別計画として、教育行政の中心的な計画として位置付けます。

さらに、本計画に定める基本目標及び施策を達成するため、年度ごとに具体的な取り組み内容を示す久喜市教育振興基本計画実施計画を策定し、教育に関する部門別計画とともに、具体的施策を総合的、計画的に推進します。

《計画のイメージ》



3 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

4 教育を取り巻く社会の動向

(1) 人口の減少と少子高齢化の進展

日本の総人口は、平成22年をピークに減少傾向に転じており、本市の人口も平成19年と比較して減少しています。

人口の減少と少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、労働力の低下や経済規模の縮小、社会保障費の増大等が懸念されており、このように先行きが不透明な中で、若い世代にも将来への不安感が広がっています。

今後、人口減少や少子高齢化が進展していく中で、誰もが社会的に自立して、もてる能力を最大限発揮できるよう取り組むことが求められています。

■久喜市の人口・世帯の推移

(人口・人数：人、世帯数：世帯)

	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	平成29年 (埼玉県)
総人口	155,156	156,942	157,538	156,315	154,241	7,343,733
高齢者人口 (65歳以上)	16,411	21,004	27,105	33,571	42,764	1,836,058
世帯数	49,711	54,003	58,743	61,388	64,318	3,212,325
1世帯あたり人数	3.12	2.91	2.68	2.55	2.40	2.29

※各年1月1日現在

(「久喜市総合振興計画」から抜粋)

※平成19年以前は、合併前の各市町のデータの合算

(2) 能力発揮機会の不均衡

少子高齢化による社会の活力の低下と同時に、グローバル化等により国際競争が激化する中で、経済環境は厳しさを増しています。

こうした厳しい状況において、経済的格差が教育の格差につながり、子どもたちの学力や進路選択にも影響を与え、さらなる格差を生み出すといった格差の固定化が懸念されています。

すべての人々には、意思や能力に応じて力を発揮する機会が等しく与えられなければなりません。その責務は、本人や家庭だけではなく社会全体として分かち合うことが求められています。

(3) グローバル化とICT*の発達・普及

グローバル化やICTの発達・普及に伴い、人・情報・経済や様々な文化・価値観が世界規模で流動化し、変化が激しい社会に移行しています。

ICTの活用にあっては、情報・知識を共有化させ、また、人々のコミュニケーションを活発化させるなど、生活を豊かにしてくれる一方で、これらを利用した犯罪やネットいじめ、ネットトラブル等の問題が発生しており、活用の仕方によっては危険な側面もあります。

グローバル化の進展に対応することができる高度な知識や能力を有し、かつ、世界規模で活躍することができる人材の育成が求められているとともに、情報セキュリ

ティ*や情報モラル*の確保等の対応が必要となっています。

(4) 地球規模の問題の進行

従来の大量生産・大量消費型の社会経済活動は、物質的な豊かさと便利さをもたらしました。一方で、地球温暖化等の環境問題をはじめ、食糧・エネルギー問題など人類全体で取り組まなくてはならない問題を引き起こしてきました。このようなことから、環境への負荷を軽減し環境と調和した、持続可能な循環型社会への転換が必要とされています。

(5) 地域コミュニティの希薄化

都市化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化等により人間関係が希薄化しており、規範意識や家庭・地域の教育力等が低下しています。

一方で、東日本大震災や熊本地震等に見られるように、ボランティア活動や地域コミュニティを軸とした助け合いなど、人と人の絆の大切さが強く認識されています。

安全・安心な地域社会として発展していくためには、一人ひとりが主体的に社会に関わり、共に支え合っていくことが求められています。

5 第1期計画の検証と今後の課題

第1期計画（平成25年度～平成29年度）では、『未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり』の基本理念のもと、『「総合的な人間力」をもった次代を担う子どもたちの育成』・『絆を深め、地域社会と連携した教育の推進』・『郷土を愛し、生きがいのもてる生涯学習社会の実現』の3つの基本方針と7つの基本目標を定め、さらに基本目標を達成するため38の施策を設定し、様々な事業に取り組んできました。

ここでは、第1期計画における7つの基本目標の施策ごとに、その主な成果を示すとともに、基本目標ごとに今後の課題を示します。

基本目標1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

◆目標の内容

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎をつくること、「生きる力*」を培うことを重視して進める必要があります。そのため、幼稚園・家庭・地域・小学校などが相互に連携を深めるとともに、教育環境の整備を図り、幼児期に最もふさわしい教育の充実を図ります。

◆主な成果

○子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援

基本的な生活習慣の習得に向け、幼児の各家庭での生活状況を調査票により把握し、個々にあった具体的な指導を繰り返すことで習得へとつなげることができました。また、食育では野菜の栽培や収穫体験を通して食べ物への関心を高め、同じ食事を一緒に食べる機会を設けることで、食事のマナーや食事を楽しむことを

学びました。さらに人とかかわる力や思考力育成のため、生活に必要な言葉を習得する指導や幼児の主体性をはぐくむ環境づくりをすることで、主体的に行動できるようになりました。

○小学校との連携

小学校教育への円滑な接続を目的とし、園児と小学生が交流する機会を設けたことで、園児が就学への期待をもつことができました。また、幼稚園・小学校連絡会*等の交流活動を通じ、幼稚園と小学校の連携や理解を深めることができました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
幼稚園と小学校の交流活動	回	4	9	6	市立幼稚園

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○教員の資質の向上

県等の主催する各研修会に参加して得た知識や技能を活かし、園児の実態に即した指導計画を作成することで、個々の園児に合った具体的な指導につなげることができました。また、外部の指導者を招いての研究保育や園内研修等を計画的に行うことで課題意識が高まり、対応方法の習得など教員の指導力向上を図ることができました。

○保護者への支援体制の充実

保護者に園行事の企画や運営、保育等に参加してもらうことで、園児の園での生活の様子や成長を知ることにつながり、家庭での子育てに生かしてもらうことができました。また、必要に応じて教育時間外に教員と保護者の面談の機会を設け、子育てに関するアドバイスや関係機関の紹介等、保護者に対する子育て支援を行いました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
保護者の保育参加の機会	回	5	8	8	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○保護者の交流機会の提供・支援

学期ごとのクラス懇談会において、保護者同士の意見や情報の交換を行い、子育てに関する悩みを解消する機会とすることができました。また、家庭教育学級の開催等で保護者が主体となって子育てに関する学習の機会を設けるなど、保護者の子育てに関する意識の向上を図ることができました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
家庭教育学級の参加数	学級	24 (3)	30 (5)	40	括弧内は幼稚園で内数

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○幼稚園と保育所の連携

幼稚園教諭と保育士が共同で、保育に関する計画の作成や情報交換、教材研究を定期的に行い、共通理解のもと、合同クラスによる交流だけではなく、学年や園全体での行事も一緒に行う合同保育を実施することにより、幼保一体化の推進を図ることができました。

○特別支援教育*の充実

家庭や、かかりつけの医療・福祉機関との連携・相談を密にすることにより、個別具体的な支援計画を作成でき、特別な支援を要する園児への保育の充実を図ることができました。また、サポート手帳*の活用により、各々の園児に対する教員間での共通理解を図るとともに、補助教員の配置により、支援体制の強化を図ることができました。

◆今後の課題

基本的な生活習慣の習得や主体的な行動ができるような、効果的な指導方法や幼稚園教育課程について、継続的に検証と見直しを行う必要があります。また、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続のために、幼稚園が作成している「アプローチカリキュラム*」と小学校が作成している「スタートカリキュラム*」について検討を行い、幼稚園と小学校がより一層連携を深めていくことが必要です。

基本目標 2 「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実

◆目標の内容

確かな学力、豊かな人間性や健やかな体（生きる力*）、他者を尊重し助け合おうとする共助の意欲（絆）、知性や感性（情操）の「総合的な人間力」をはぐくむ学校教育の充実を図ります。

◆主な成果

○学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の充実

埼玉県学力・学習状況調査*や全国学力・学習状況調査*の結果の分析を踏まえ、市教育委員会による学校訪問や研修を行い、各学校における学校教育課題の解決に努めました。また、子どもたちに身に付けたい資質・能力を育成するため、小中一貫教育、英語教育、ICT*教育の推進に関する研究事業を市教育委員会から小・中学校に委嘱し、その研究成果を市内小・中学校に広めることで、各学校の学力向上や指導法の改善を図ることができました。

○豊かな人間性をはぐくむ教育の充実

豊かな心をはぐくむために、道徳教育推進教師を中心とした道徳教育推進委員会を年3回開催し、本市独自の道徳読み物資料の作成に向け研究を進め発刊することができました。さらに埼玉県道徳読み物資料「彩の国の道徳*」を道徳の年間指導計画に位置付け、道徳の時間の充実を図ることで児童生徒の道徳的実践力の向上に努めました。また、「70万人体験活動」等、発達の段階にに応じて自然や福

社等の体験活動を計画的に実施することができました。学習習慣の定着や読書活動の推進に課題がみられたため、市教育委員会による学校訪問等で指導・支援し、課題解決に努めました。「久喜の子ども、5つの誓い*」の推進により、「学校が好きだ」と答えている児童生徒の割合が増えました。

指標の内容	単位	区分	平成 23 年度 (現状値) ※1	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※1	備考
「靴そろえ」 の達成率	%	小学校	90.0	87.0	95.0	「『教育に関する3つの達成目標*』の取り組みに係る効果の検証」における規律ある態度の達成目標
		中学校	88.8	92.3	95.0	
「話を聞き発表する」の達成率	%	小学校	86.3	76.8	90.0	
		中学校	74.4	73.8	90.0	
1日1回は読書をしている児童生徒の割合	%	小学校	84.0	83.1 (※2)	90.0	県小・中学校学習状況調査
		中学校	78.0	71.7 (※2)	85.0	
「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	%	小学校	79.0	91.2 (※3)	80.0	
		中学校	74.0	92.0 (※3)	77.0	

※1：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

※2：全国学力・学習状況調査*

※3：埼玉県学力・学習状況調査*

○体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実

新体力テスト*の分析結果を基に、体力向上推進委員会*を中心に、体育授業の実技研修会、体力向上・健康教育実践発表会等を通して、児童生徒の体力向上と運動部活動の充実や食育・健康の保持増進を推進しました。

このことにより、新体力テストの5段階絶対評価において上位ランクの児童生徒の割合及び毎日朝食を食べている児童生徒の割合が増えました。

指標の内容	単位	区分	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランクの児童生徒の割合	%	小学校	85.0	85.6	88.0	
		中学校	85.0	86.2	88.0	
毎日朝食を食べている児童生徒の割合	%	小学校	93.0	96.5	99.0	
		中学校	87.0	95.4	99.0	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○学校における人権教育の充実

道徳の授業等で人権文集「えがお」*等を活用して、児童生徒の人権感覚を養うことができました。「人権感覚育成プログラム*」の活用や人権教育の指導方法の

工夫・改善を通して、自分も相手も大切にしようとする態度を養うことができました。

「差別の現実に学ぶ」を原点とした転入・新採用教職員学校同和教育現地研修会や市内全教職員を対象とした教職員人権教育研修会等を実施し、教職員の人権教育に関する啓発と意識の高揚を図ることができました。

○自立する力をはぐくむ教育の充実

子ども議会*、中学生サミット*や市内音楽会等の主体的な力を養う交流活動や、中学生社会体験チャレンジ事業*等の自分の生き方を考える体験活動を通して、進路指導・キャリア教育*の充実を図ることで、「生きる力*」をはぐくむことができました。

スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*、心理専門員を増員し、教育相談体制の整備・充実を図るとともに、教育相談研修会の開催により相談員の資質・能力の向上を図ることができました。また、小・中学校が連携し教育相談・指導体制を充実させ、適応指導教室*にも訪問指導員・相談員を増員し、不登校の解消を図る指導・支援体制を強化し、成果をあげることができました。

生徒指導推進委員会*を中心に、学校・家庭・地域が一体となった積極的な生徒指導を推進し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るとともに、非行・問題行動の防止対策を推進することができました。

面接相談室の運営や特別支援教育*指導員の活動を充実させ、就学相談や特別支援教育の指導・支援体制を整えることができました。

指標の内容	単位	区分	平成 23 年度 (現状値) ※1	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※1	備考
いじめの解消率※2	%	小学校	66.7	98.9	100	文部科学省生徒指導上の諸問題に関する調査
		中学校	100	98.6	100	
不登校児童生徒数（市内全児童生徒に対する割合）	人 (%)	小学校	26 (0.34)	18 (0.25)	16 (0.22)	
		中学校	92 (2.30)	68 (1.82)	64 (1.70)	

※1：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

※2：平成 25 年に国が制定した「いじめの防止等のための基本的な方針」により、いじめの定義が厳格となったことから、いじめの認知件数が大きく増加しています。また、ネットいじめ等の相手がわからないいじめにより、完全に解消したと言えない事案等が多くなっています

○安全教育の充実

事故・事件・災害において、主体的に判断し、臨機応変に対応できる児童生徒の育成を目指し、学期に 1 回以上行われる避難訓練を有効的に活用し、安全教育の充実を図ることができました。道徳や特別活動等の教科・領域における指導のほか、警察等の協力を得た交通安全教室等の体験活動を通して、児童生徒の交通安全意識の向上を図ることができました。

各校で防災マニュアルを作成し、竜巻や不審者・爆破予告等の具体的な事項に迅

速に行動できる体制を整え、研修会を実施しました。

◆今後の課題

変化の激しい時代において、子どもたちに明るい未来を切り拓く資質・能力を確実に育成するためには、「何ができるようになるか」を明確化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた学びの改革ができるよう、授業改善をすることが必要です。また、コミュニティ・スクール*を基盤として、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を、社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程*」の実現が必要です。

豊かな人間性をはぐくむためには、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする「特別の教科 道徳」を要とし、各学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進し、地域の教育財産を活用した豊かな体験活動を通して道徳性や規範意識・社会性をはぐくむ必要があります。

学習習慣を定着させ読書活動を充実させるためには、市教育委員会による学校訪問等での指導・支援を継続して取り組むとともに、「久喜の子ども、5つの誓い*」をもとに、家庭や地域と協力して推進していくことが必要です。

体力向上と心身の健康づくりを図る教育の充実については、体力の向上へ向けて、今後も体育授業や運動部活動の充実を図ることが求められます。体育実技研修会や体力向上実践発表会での成果を広く市内小・中学校へ浸透させることが必要です。

また、毎日朝食を食べている児童生徒の割合が目標値を達成するよう、家庭との連携をさらに深めていくため、久喜市PTA連合会、各学校の保護者会や学校保健委員会*等で繰り返し啓発活動を行うことも必要です。

学校における人権教育の充実のため、子どもたち一人ひとりが、偏見や差別、虐待等人権に対する知識を深め、人権感覚を身に付けていくためには、道徳や特別活動を中心に学校の教育活動全体で取り組み、「人権感覚育成プログラム*」のさらなる活用とともに、体験活動の充実が必要です。

さらに、家庭や地域と連携しあたたかい人間関係を醸成するとともに、思いやりの心を実行に移すことができる児童生徒を育成するため、指導内容の工夫・改善や教職員の人権意識の向上を図る必要があります。

自立する力をはぐくむ教育の充実については、夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成のため、小学校の段階から、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく活動を体験させることが必要です。

心理専門員等の新たな職を設置した教育相談体制については、不登校だけでなく貧困や虐待等の福祉に関わる相談も散見されるため、各職と関係機関が円滑な連携を図れるよう、連携についてのマニュアルや協働できる場の設定が必要です。また、心理専門員の面接相談への活用を図り、児童生徒一人ひとりに合ったより細やかな就学支援とインクルーシブ教育*を実現していく環境づくりが必要です。

誰にでも起こる可能性のあるいじめの対応については、解消とされた後の教職員や保護者による継続的な見守りが必要です。

安全教育の充実については、安全・安心な環境のもと、学校教育が担う学力や心の

教育を充実させ、児童生徒が危機回避能力を身に付ける必要があります。そのために、各学校の防災計画や危機管理マニュアルを適宜見直し、改善を図り、それを活用した避難訓練等を計画的に実施する必要があります。また、教職員の研修を通して、防災教育・防災管理を中心とした学校における危機管理能力の向上を図り、児童生徒の安全確保の意識をさらに高めていく必要があります。

基本目標 3 信頼される学校づくりの推進

◆目標の内容

教職員の指導力の向上、家庭・地域との連携の強化、教育環境の整備を推進し、家庭や地域から信頼される安全な学校づくりに努めます。

◆主な成果

○教職員の資質の向上

市教育委員会及び埼玉県教育局東部教育事務所による学校訪問を計画的に実施し、教職員の指導力の向上を図ることができました。市教育委員会委嘱研究の発表会を通して、研究の成果を市内小・中学校へ広め、活用することができました。教職員評価システム*の活用により、個々の教職員が目標や方策を明確にして教育活動に取り組むことを通して、教職員の資質の向上を図ることができました。また、教職員定期健康診断の実施と健康管理医による相談事業を充実させ、休暇の取得や福利厚生事業への積極的な参加を促進することにより、教職員の心身の健康保持を図ることができました。

○学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

久喜市立小・中学校学区等審議会*の答申を参考に学区の見直し等を行い、中学校区における学区を一部変更しました。また、学校応援団*の充実を図るため、学校だより等による周知や、コミュニティ協議会等との協力により保護者や地域住民の参加を積極的に促進するとともに、コーディネーター研修会を実施し、学校・家庭・地域が一体となるための具体的な連携を進めることができました。学校評価*を活用し学校経営の改善を図るとともに、学校評議員制度から、家庭・地域とともにあるコミュニティ・スクール*への移行を行いました。

○安全の確保

児童生徒への安全対策として、小学校安全監視員*の配置、防犯カメラの設置、児童生徒の下校時間帯における市職員による通学路巡回パトロールや防災行政無線による児童生徒の帰宅の呼びかけ放送の実施、学校遊具の保守点検及び改修、小・中学校等放射線量測定等により、児童生徒の安全の確保を図ることができました。

○学校施設・設備の整備・充実

児童生徒の学習・生活の場である校舎、屋内運動場の構造体*の耐震化や老朽化したトイレの改修、市内小・中学校の教室への空調設備設置等、安全で快適な学校環境の整備を図ることができました。また、学校の現状に沿って教材・備品の適正

な管理に努めるとともに、学校図書館のデータベース化による適正な蔵書管理を行いました。

児童生徒の情報活用能力の向上や教職員の事務の効率化については、タブレット端末やデジタル教材等を導入し、授業や校務における情報化を推進するとともに、ICT*機器の適正管理や研修の実施により情報セキュリティ*の強化を図ることができました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
小・中学校施設の耐震化率	%	78.8	100	100 (全 113 棟)	平成 27 年度 完了

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○学校給食の充実

安全で安心なおいしい学校給食を提供するため、衛生管理の徹底や食材の放射性物質検査を実施するとともに、地元農産物を取り入れた献立や行事食、郷土料理、伝統料理等、多彩な献立を作成し、内容の充実を図りました。また、予定献立表や給食だよりの配布、当日の給食写真を市及び各学校のホームページに掲載するなど、学校給食に関する情報提供の拡充を行ったほか、学校給食を生きた教材として活用し、食育の推進に努めました。さらに、平成 26 年 12 月に久喜市学校給食審議会*の答申を踏まえた「久喜市における学校給食基本方針*」を策定し、施設の効率的な運営管理等、学校給食の基本方針を定めました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	8.1	15.2	10.1	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

◆今後の課題

学校の教育力を高めるため、教職員評価システム*の適切な運用と評価者研修を充実させる必要があります。また、教職員の健康管理に配慮し、休暇の取得や福利厚生事業への積極的な参加についてさらに促進する必要があります。

施設・設備において、校舎と屋内運動場の耐震化は完了しましたが、今後は、市内小・中学校における非構造部材*（吊り天井、照明器具等）の落下防止等の安全対策を進める必要があります。また、引続きトイレの改修をはじめ、老朽化した施設の改修を計画的に行い、あわせて、バリアフリー化を実施していく必要があります。

さらに「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針*」に基づき、子どもたちにとってよりよい教育環境の向上を図る必要があります。

また、今後も防犯対策や交通安全対策、施設・設備の安全対策の充実を図り、児童生徒の安全確保に努めるとともに、小・中学校等放射線量測定を実施し、不安の解消を図っていく必要があります。

学校給食については、地区ごとに異なっている給食内容の統一や、より効率的な運営が求められています。また、学校給食施設の老朽化対策にも早急に取り組む必要があります。

学校・家庭・地域が一体となった教育の推進では、様々な分野で活躍する地域の人材等を活用し、各学校はコミュニティ・スクール*として、地域とともにある特色ある学校づくりを推進する必要があります。

P T A、学校応援団*や放課後子ども教室*の活動を通して児童生徒の育成を推進するとともに、地域の方々の協力を得て、特色ある教育活動を展開する必要があります。

I C T*の活用については、年々複雑化する情報セキュリティ*、ネットワークトラブルに対応するため、研修の質・量の強化を図り、また、情報設備についてはタブレット端末等の新しいツールを導入するにあたり、その活用を推進する必要があります。

基本目標 4 人権を尊重した教育の推進

◆目標の内容

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の解決に主体的に取り組めるように人権教育を推進します。

◆主な成果

○P T A・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進

道徳の授業において人権文集「えがお」*等を活用し、児童生徒の人権感覚を養うことができました。教職員の「差別の現実に学ぶ」を原点とした転入・新採用教職員学校同和教育現地研修会や全教職員に対する人権教育に関する研修等により、学校教育における人権教育の推進・充実を図ることができました。また、幼稚園・小学校・中学校のP T A及び市内在住・在勤・在学者を対象とした人権教育研修会の開催や啓発冊子「久喜市の社会人権教育」を作成して配布し、広く人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権意識の高揚を図ることができました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
P T A 人権教育研修会の開催回数	回	4	4	4 以上	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○家庭・地域における人権教育の推進

人権啓発冊子「久喜市の社会人権教育」の発行や市の広報紙のシリーズ「人権それは愛」の掲載を通して、家庭・地域における人権感覚・人権意識の高揚を図ることができました。

教育集会所*の老朽化対策として、適正な維持管理に努め適時設備の更新を行い

ました。教育集会所事業では、少子高齢化などにより参加者数は伸び悩んでいます
が、教室や講座内容を見直しながら実施し、小学生から高齢者までの人権意識の高
揚を図ることができました。野久喜集会所と内下集会所の交流事業を通して地域
住民相互の交流が図られました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値)※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値)※	備考
野久喜集会所事業参 加者数	人	1,571	1,284	1,571 以上	
内下集会所事業参加 者数	人	490	382	490 以上	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○企業・事業者に対する人権教育の推進

企業・事業者も地域の一市民として人権問題に取り組むことが重要視されてき
ています。企業・事業者が自ら人権学習、人権啓発を実践できるよう、人権教育指
導者を養成する「社会人権教育指導者養成講座」の開催や人権啓発冊子や啓発品の
活用により人権意識の高揚を図りました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値)※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値)※	備考
社会人権教育指導者 養成講座の参加者数	人	325	312	325 以上	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

◆今後の課題

市民一人ひとりが、同和問題をはじめ、様々な人権問題に対する正しい理解と認識
を深め、人権問題の解決に主体的に取り組めるように、学校教育や社会教育をさらに
充実させる必要があります。学校教育において、道徳の授業等で人権文集「えがお」*
等や人権感覚育成プログラム*を活用し、児童生徒が身に付けた人権感覚を実際の生
活の中で実践させていくことをさらに充実させる必要があります。また、人権意識の
高揚を図るための研修会を通して、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、「ヘ
イトスピーチ」等の新たな人権問題が発生していることから、今後も学校教育におけ
る人権教育の推進・充実を目指した取組みを継続する必要があります。

基本目標 5 豊かな生き方を築く生涯学習の推進

◆目標の内容

自己啓発や生活の充実のための学びの環境を整え、市民のニーズに応える質の高い
学習機会を提供するとともに、その成果を生かすことができる、生涯学習社会づくりに
努めます。

◆主な成果

○多彩な生涯学習機会の提供

市民が主体的に運営する生涯学習推進大会*等では、一部の大会で参加者数の減

少がみられますが、多くの市民が参加し、生涯学習意欲の高揚が図られました。また、家庭教育支援における事業の参加者数等は、家庭教育フォーラムでは減少がみられるものの、家庭教育学級は増加しており、講演や教室等を通して子育てに不安を抱える保護者に対し、子どもの発達に応じた育て方、親の役割等を学習し、仲間とともに話し合える機会を提供することができました。子ども大学くき*では、東京理科大学、久喜青年会議所と連携し、魅力ある講義や実験等を実施することができました。生涯学習人材バンク*では、市民大学*の学生や地域の各分野における指導者に制度を紹介し、指導者の登録数が増加につながり、あわせて市民への学習機会の提供が図られました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値)※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値)※	備考
生涯学習関連の講座教室の参加者数	人	12,320	14,452	12,320 以上	
生涯学習研修大会(まなびすとフォーラム)の参加者数	人	127	201	200	
生涯学習推進大会(まなびすと久喜)の参加者数	人	約 4,800	約 2,800	6,000	
子育て講座「親の学習」の実施校(小学校)	校	23(全校)	23(全校)	23(全校)	
家庭教育フォーラムの参加者数	人	63	41	140	
家庭教育学級の参加数(再掲)	学級	24	30	40	
生涯学習人材バンクの登録者数	人	210	221	210 以上	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○生涯学習環境の整備・充実

生涯学習施設の利用者の利便性や安全性の確保を目的として、栗橋いきいき活動センターしずか館を廃止して栗橋公民館に統合する方針を示し、統廃合に向けた調査の実施や関係課との調整を重ね、課題の整理や利用実態の把握等に努めました。また、公共施設予約システムの利用者への説明会の実施、生涯学習情報紙*（まなびすと久喜）での生涯学習施設の紹介により、生涯学習施設の利用促進に努めました。

○公民館活動の充実

市民の学習意欲や地域の課題解決に応えるため、様々な講座や展示会等を開催し、学習機会の提供を図りました。また、市民が安全で快適に利用できるよう施設設備の修繕等を実施しました。

栗橋公民館と栗橋いきいき活動センターしずか館の統廃合に向けて、改修方法等を検討してきました。あわせて、栗橋公民館内に設置されていた放課後児童ク

ブの移転を行いました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
公民館事業数	事業	79	88	85	
市民企画事業数	事業	2	5	8	
公民館連絡協議会事業数	事業	2	2	3	
公民館利用者数	人	363,378	387,090	363,378 以上	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○図書館サービスの充実

「市民の暮らしに役立つ、市民に身近な図書館」を基本理念とした、「久喜市図書館サービス基本計画*」に基づき、利用者の世代やニーズに合った資料コーナー作り・館内展示に努めるなど様々な取り組みを実施し、市民の生涯学習を支援することができました。

また、「久喜市子ども読書活動推進計画*」に基づき、学校訪問ブックトークやおはなし会、読書通帳*の配布など様々な取り組みを通して、子どもの読書活動を推進することができました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
レファレンスに対する利用満足度	%	37.5 (22 年度)	51.9	50.0	
学校への団体貸出冊数	冊	865	1,064	1,500	
学校訪問事業実施学校数	校	12	13	23 (全小学校)	
人口一人あたりの貸出冊数	冊	4.36	4.94	5.00	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○市民大学*・高齢者大学*の充実

市民大学では、市民の誰もが参加できる公開講座を市内 4 地区で開設し、高度な学習機会の場を提供しました。また、生涯学習活動・ボランティア活動における指導者・リーダーの育成につなげるため、高等教育機関や関係団体との連携を図り、魅力ある講座の充実に努めました。高齢者大学では、趣味活動や社会参加による生きがいを高めるために、講座の見直しや検討を行いました。また、両大学において、募集に際して周知方法や申込み方法等の見直しをしたことにより、市民大学入学者数は微増しました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
市民大学入学者数	人	10	12	40	
公開講座数(市民大学)	回	3	11	8	
高齢者大学入学者数	人	145	67	220	

※：平成 23 年度(現状値)と平成 29 年度(目標値)は第 1 期計画に定められている数値

○放課後子ども教室*の推進

学校・家庭・地域が一体となり進めている放課後子ども教室は、平成 27 年度には市内すべての小学校で開設され、各ゆうゆうプラザの活動を通して異学年・異世代間の交流の機会が拡充しました。また、地域からの実施委員やサポーターの人材確保や講座数の増加等、放課後子ども教室事業の充実を図ることができました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
講座数	講座	230	392	270	
サポーターの数	人	1,800	2,011	2,000	
放課後子ども教室の開設	校	16	23	23(全校)	

※：平成 23 年度(現状値)と平成 29 年度(目標値)は第 1 期計画に定められている数値

◆今後の課題

生涯学習事業においては、市民大学*及び高齢者大学*の入学者数が減少傾向にあることから、各大学の魅力ある講座の検討・見直しや市民への周知方法等の工夫が必要です。また、出前講座*や生涯学習人材バンク*を広く活用してもらうため、市の広報紙やホームページの掲載以外にも市のイベント等において、アンケートやPR活動を展開していく必要があります。

公民館施設は、建築後相当の年数が経過しているため、誰もが利用しやすい施設とするため、修繕や改修等が必要です。また、今後も市民のニーズや地域の課題解決に向けた講座の実施に取り組んでいく必要があります。

栗橋いきいき活動センターしずか館と栗橋公民館の統廃合については、関係課との十分な調整を図り、統廃合の実施に向け引き続き取り組んでいく必要があります。

図書館においては、児童生徒の調べ学習等を支援するために、学校への団体貸出を実施しているところですが、貸出冊数が停滞しています。学校図書館研究部会等との交流機会を活用し、団体貸出制度の周知に努める必要があります。

基本目標 6 歴史・文化の継承と活用

◆目標の内容

多様な芸術・文化活動を支援するとともに、市民が芸術・文化に触れることができる機会の充実を図ります。また、市の文化的・歴史的資産を未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てます。

◆主な成果

○芸術・文化団体の育成・支援

市内各文化団体連合会*等に対して、各団体が実施する事業の市の広報紙への掲載や、公共施設の利用等の育成・支援を行うことにより、各地区文化祭等の当該団体の自主的な文化芸術事業が開催されました。

これらの支援を通して、各団体の自主性を尊重しつつ文化振興の充実を図ることができました。

また、文化団体連合会等の統合に向けて、関係団体が開催する会議等で、統合に向けた協力や支援を行っていく旨の周知を図りました。

○文化活動等の充実

文化芸術振興基本法の趣旨に基づき、市民や市内各文化団体等に、久喜市美術展*・市民芸術祭*・吹奏楽フェスティバル*を始めとする様々なイベントの実施や、本市、他市町村、埼玉県及び国等が実施する文化芸術活動に関して、チラシの配架や市の広報紙への掲載等による情報提供を通じて、文化芸術作品の発表と鑑賞の機会等を提供しました。

これらのことを実施する中で、入場者数の指標の一部で実績値が現状値を下回っているものがあるものの、全体としては、文化芸術の振興を図ることにより、心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することができました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値)※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値)※	備考
久喜市美術展出品者数	人	415	379	500	
久喜市美術展入場者数	人	2,510	2,135	3,000	
市民芸術祭入場者数	人	758	911	850	
吹奏楽フェスティバル入場者数	人	1,910	1,968	2,100	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○文化財の保存・継承

文化財台帳の統一的な整備や指定文化財以外の歴史資料等の調査を行い、文化財・歴史資料の保護等に寄与することができました。また、国指定重要無形民俗文化財の鷲宮催馬楽神楽（わしのみやさいばらかぐら）*の伝承教室の開催や市指定無形民俗文化財等の伝承活動支援、これらの無形民俗文化財等の積極的な情報発

信等により、文化財の継承に寄与することができました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
郷土伝統芸能後継者 育成活動の実施回数	回	261	377	274	各地区に伝承 されている神 楽や獅子舞・ 囃子(はやし) 等の保存会の 後継者育成活 動

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○文化財の活用

郷土資料館、民俗資料展示室*、本多静六*記念館、吉田家水塚（よしだけみつか）*で展示を実施するなど、身近なところで文化財に接する機会を増やすことができました。また、学芸員等を学校に派遣したり、学校から上記4施設を訪れたりする際に、わかりやすい資料を活用することで、子どもたちの郷土に対する愛着心の醸成に寄与することができました。さらに、市の広報紙に「久喜歴史だより」の連載をすることで、文化財について考える機会を継続的に提供することができました。

○地域文化資源の発掘

合併前に自治体史のなかった栗橋地区の町史を編さんし、ダイジェスト版である『図説利根川と生きる栗橋のあゆみ』を刊行することで、栗橋地区の文化資源をわかりやすく紹介することができました。また、調査報告書の刊行や本市にゆかりのある人物の調査等を通して、市内各地区の文化資源の発掘を推進することができました。

○郷土資料館の充実

特別展の開催や講座の開催等を通して、郷土の歴史や文化についての理解を深める機会を提供することができました。また、生涯学習団体等が行う郷土の歴史や文化等の学習活動に講師として学芸員等を派遣するとともに、市内小・中学校の団体見学に対する展示解説や各学校への出前講座*等を行うことで、郷土の歴史や文化の核となる施設として機能することができました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値) ※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値) ※	備考
郷土資料館の入館者 数	人	6,981	7,766	7,330	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

◆今後の課題

各地区の様々な文化芸術事業は地域住民の参加が多い傾向にあることから、地区固有の文化芸術活動を尊重しながら、各地区間同士の情報交換や人的交流を促進していく必要があります。

また、各種文化財の調査や指定文化財の保護と活用を推進していくとともに、これらの活動で得られた情報は、できる限り市民に公開していく必要があります。

基本目標 7 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実

◆目標の内容

地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる各種団体の活動を支援するとともに、市民が生涯にわたって心身とも健康で活力に満ちた生活を営むため、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりを推進します。

◆主な成果

○スポーツ・レクリエーション施設の充実

社会体育施設の適切な維持管理とサービスの向上を図るため、平成26年度から社会体育施設に指定管理者制度*を導入し、利用者を増やすことができました。

また、市内全34校の学校体育施設を開放し、利用団体や学校との調整を図りながら、施設の利用促進を図ることができました。

指標の内容	単位	平成23年度 (現状値)※	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (目標値)※	備考
社会体育施設利用者数	人	167,460	277,422	168,000	
学校体育施設利用者数	人	209,971	215,514	210,000	

※：平成23年度（現状値）と平成29年度（目標値）は第1期計画に定められている数値

○スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

綱引大会や久喜マラソン大会、ニュースポーツ*教室等、多くの市民が参加できる大会・教室等を開催したことで、市民がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加できる機会を提供することができました。

大会・教室等の開催については、市の広報紙やホームページ等を活用して広く市民に情報発信を行うことで、多くの方に参加していただくことができました。新たに実施した大会については、SNSの活用やアンケート等を行うことで、ニーズ等の把握に努めました。

また、スポーツ推進委員*を県が主催する研修会へ派遣するなど、指導者の資質向上に取り組むことができました。

指標の内容	単位	平成23年度 (現状値)※	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (目標値)※	備考
スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	人	13,143	19,712	13,143以上	

※：平成23年度（現状値）と平成29年度（目標値）は第1期計画に定められている数値

○スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進

地域や関係団体等との連携や競技内容を工夫することで、久喜マラソン大会や

地区体育祭の充実に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション大会・教室の開催を通じて、市民交流の促進を図ることができました。

○スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

スポーツ・レクリエーション団体の活動を市の広報紙等で情報提供を行うとともに、団体運営や団体間の連携を支援することができました。

また、新たなスポーツクラブの創立の相談に関して、活動の場等に関するアドバイスや情報提供を行うなど、団体の育成支援に努めました。

指標の内容	単位	平成 23 年度 (現状値)※	平成 28 年度 (実績値)	平成 29 年度 (目標値)※	備考
総合型地域スポーツ クラブ数	クラブ	1	1	2	

※：平成 23 年度（現状値）と平成 29 年度（目標値）は第 1 期計画に定められている数値

○スポーツ推進計画*の策定

スポーツ推進審議会を設置し会議を重ね、本市のスポーツを推進するための基本的な方向性を定めた、久喜市スポーツ推進計画を策定することができました。

◆今後の課題

施設の老朽化が進む中、スポーツ・レクリエーション施設の快適な利用環境を提供・維持していくために、計画的な修繕や改修が必要です。

また、久喜マラソン大会や地区体育祭等の各種大会・教室についても、地域の実情やニーズに応じて内容の見直しを継続的に行うなど、スポーツ・レクリエーションのさらなる参加機会の充実や市民交流の促進に取り組む必要があります。

II 計画の基本的な考え方

1 基本理念

市教育委員会では、教育を取り巻く社会情勢の変化や教育の課題を踏まえ、久喜市総合振興計画*における教育分野の大綱「心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち」を実現するため、おおむね10年先を見据えて、平成25年度から5年間を計画期間とする、第1期計画を策定しました。本計画は、第1期計画の成果と今後の課題を検証し、各施策の継続性を踏まえて必要な見直しを行い、平成30年度から5年間を計画期間として策定することから、次のとおり第1期計画で掲げた基本理念を継承して、教育の振興に取り組むものとしします。

未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり

人づくりは、豊かな未来をひらくための基本であり、市民一人ひとりが生涯を通じて心豊かに生きがいのある暮らしを送り、将来にわたり豊かで活力ある地域を築くための原動力となります。

このため、次代を担う子どもたち一人ひとりのもつ個性や能力を一層伸ばすための教育を充実させるとともに、自ら学び、自ら課題を解決できる力を身に付けた、心豊かなたくましい人づくりを目指します。

また、私たち一人ひとりが自分のライフスタイルに合わせて、生涯にわたって学び、楽しみ、個性や能力を発揮することができる環境づくりを進めることで、地域一体となって人材をはぐくむことができる生涯学習社会の形成を目指します。

2 基本方針

基本理念を踏まえて、施策を実施していくにあたり、次の3つの基本方針で取り組みます。

「総合的な人間力」をもった次代を担う子どもたちの育成

自らの夢や希望に向かって、自立して社会でたくましく生きていくために必要な「総合的な人間力」をもった子どもたちの育成に取り組めます。

絆を深め、地域社会と連携した教育の推進

学校・家庭・地域の連携による、強い絆のもとで子どもたちへの教育に取り組めます。

郷土を愛し、生きがいのもてる生涯学習社会の実現

生まれ育ったふるさとを愛し、市民一人ひとりが生涯にわたって共に学び、楽しみ、心のゆとりや豊かさを感じることができる生涯学習社会の実現を目指します。

3 基本目標

本計画の基本理念及び基本方針を踏まえて、今後 5 年間（平成30年度～平成34年度）に取り組む教育行政の7つの基本目標を定めます。

基本目標1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎をつくること、「生きる力*」を培うことを重視して進める必要があります。そのため、幼稚園・家庭・小学校・地域が相互に連携を深めるとともに、教育環境の整備を図り、幼児期に最もふさわしい教育の充実を図ります。

基本目標2 「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実

確かな学力、豊かな人間性や健やかな体（生きる力）、他者を尊重し助け合おうとする共助の意欲（絆）、知性や感性（情操）の「総合的な人間力」をはぐくむ学校教育の充実を図ります。

基本目標3 信頼される学校づくりの推進

教職員の指導力の向上、家庭・地域との連携の強化、教育環境の整備を推進し、家庭や地域から信頼される学校づくりに努めます。

基本目標4 人権を尊重した教育の推進

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の解決に主体的に取り組めるように人権教育を推進します。

基本目標5 豊かな生き方を築く生涯学習の推進

自己啓発や生活の充実のための学びの環境を整え、市民のニーズに応える質の高い学習機会を提供するとともに、その成果を生かすことができる、生涯学習社会づくりに努めます。

基本目標6 歴史・文化の継承と活用

多様な文化芸術活動を支援するとともに、市民が文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。また、市の文化的・歴史的資産を未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てます。

基本目標7 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が生涯にわたって心身とも健康で活力に満ちた生活を営めるように、久喜市スポーツ推進計画に基づいて、「する」「みる」「ささえる」といった多様なスポーツへの関わり方を推進し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる各種団体の活動の支援等、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりに努めます。

4 施策の体系

基本理念、基本方針に基づく基本目標を達成するため、次の38の施策の取り組みを設定します。

基本理念	未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり
基本方針	「総合的な人間力」をもった次代を担う子どもたちの育成
	絆を深め、地域社会と連携した教育の推進
	郷土を愛し、生きがいのもてる生涯学習社会の実現
基本目標1	人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
— 施策1	子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援
— 施策2	小学校との連携
— 施策3	教員の資質・能力の向上
— 施策4	保護者への支援体制の充実
— 施策5	幼稚園と保育所の連携
— 施策6	特別支援教育の充実
基本目標2	「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実
— 施策1	学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の充実
— 施策2	豊かな人間性をはぐくむ教育の充実
— 施策3	体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実
— 施策4	学校における人権教育の充実
— 施策5	自立する力をはぐくむ教育の充実
— 施策6	安全教育の充実
基本目標3	信頼される学校づくりの推進
— 施策1	教職員の資質・能力の向上
— 施策2	学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
— 施策3	安全の確保
— 施策4	学校の適正規模・適正配置の推進
— 施策5	学校施設・設備の整備・充実
— 施策6	学校給食の充実
基本目標4	人権を尊重した教育の推進
— 施策1	P T A・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進

- 施策2 家庭・地域における人権教育の推進
- 施策3 企業・事業者に対する人権教育の推進

基本目標5	豊かな生き方を築く生涯学習の推進
-------	------------------

- 施策1 多彩な生涯学習機会の提供
- 施策2 保護者の交流機会の提供・支援
- 施策3 生涯学習環境の整備・充実
- 施策4 公民館活動の充実
- 施策5 図書館サービスの充実
- 施策6 市民大学・高齢者大学の充実
- 施策7 放課後子ども教室の推進

基本目標6	歴史・文化の継承と活用
-------	-------------

- 施策1 文化芸術団体の育成・支援
- 施策2 文化芸術活動等の充実
- 施策3 地域文化資源の発掘
- 施策4 文化財の保存・継承
- 施策5 文化財の活用
- 施策6 郷土資料館の充実

基本目標7	生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実
-------	--------------------------

- 施策1 スポーツ・レクリエーション施設の充実
- 施策2 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実
- 施策3 スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進
- 施策4 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

第2章 施策の展開

施策 1 子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援**【現状と課題】**

- ・ 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成や「生きる力*」の基礎を培う重要なものです。幼稚園では、発達に段階に応じた教育課程を編成し、生活や遊び等の直接的、具体的な体験活動を通して、豊かな学びにつながる保育を行っています。
- ・ 基本的な生活習慣が身に付いていない、自分の思いを言葉にできないなど実年齢よりも気持ちが幼い幼児が増加しています。
- ・ 園生活において、基本的な生活習慣の習得やコミュニケーション能力の育成、自分で考えて行動する力、気持ちをコントロールする力など自立に向けての取り組みが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 基本的な生活習慣の習得を図ります。
- ・ 「食」の大切さや楽しさを習得させます。
- ・ 友だちとの遊び等を通して、人とのかかわり方を体得させます。
- ・ 自分の力で行動し、できた喜びを味わうことを通して、自立心を養います。
- ・ 自分の気持ちを言葉で表現し、相手に伝わった喜びを味わうことを通して、コミュニケーション能力をはぐくみます。

【主な取組み】**1 基本的な生活習慣の習得に向けた指導**

- (1) 基本的な生活習慣の習得ができるよう、家庭生活の状況を把握し、保護者との連携を強化します。
- (2) 身の回りの後始末や後片付けを自分からできるよう指導しながら、幼児が自分で考えて行動する力を身に付けさせます。

2 食育の推進

- (1) 野菜の栽培や収穫等の体験を通して、食べ物に対する興味・関心を高めます。
- (2) 栄養士による食育指導や、友だちと一緒に食事をする楽しさを通じて食事に対する意識の向上を図ります。

3 コミュニケーション能力の育成や自立心の育成

- (1) 教員との信頼関係を基盤とし、幼児が安心して生活できる環境を整えます。
- (2) 幼児同士の自己主張のぶつかり合いや、葛藤等の体験を重ねながら、友だちとのかかわりを深められるよう支援します。

- (3) 生活や遊びの中で幼児が主体的に考えて取り組めるような環境を整え、自立心を養います。
- (4) コミュニケーション能力の育成を図るため、基本的なあいさつや、園生活に必要な言葉を表現できるようにしていきます。

施策2 小学校との連携

【現状と課題】

- ・ 園児や小学生による相互訪問や教員間の交流、連携を図る取組みを進めています。
- ・ 幼稚園生活から小学校生活への切り替えが入学当初スムーズにできない幼児が多く見られます。
- ・ 小学校入学にあたり、幼児一人ひとりの特性に関する情報を共有するため、教員間の連絡会や指導要録*の送付を行っています。

【施策の方向性】

- ・ 幼稚園と小学校が連携して、幼児の発達や学びの連続性を相互理解し、小学校への円滑な接続を図ります。
- ・ 幼稚園から小学校への円滑な接続のために、アプローチカリキュラム*を作成し、小学校生活を意識した保育を行い、無理なく移行できるようにしていきます。

【主な取組み】

1 子どもの交流活動の推進

- (1) 幼児と小学生が触れ合う交流会を設定し、小学校生活への期待や具体的なイメージをもてるようにします。
- (2) 小学校を訪問して施設や学習の様子を見学する機会を設定します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
幼稚園と小学校の交流活動※	回	22	28	市立・私立幼稚園

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 教員間の連携強化

- (1) 幼稚園から小学校への円滑な接続へ向けて、幼稚園・小学校連絡会*を開催し、情報交換を行います。
- (2) 交流活動や保育・授業参観等を通して教員間の相互理解を深めます。

施策3 教員の資質・能力の向上

【現状と課題】

- 埼玉県幼稚園教員研修、民間研修など様々な研修会に積極的に参加し、教員の資質・能力の向上を図っています。
- 幼児の実態に即した研究課題を設定し、園内研修を通して、教員の指導力向上を図ります。

【施策の方向性】

- 研修内容を充実させ、教員の資質・能力の一層の向上を目指します。

【主な取組み】

1 教員研修の充実

- (1) 幼児の実態を踏まえ、一人ひとりの成長につながる保育指導となるよう計画的な園内研修を設定します。
- (2) 園外の研修や研究協議会に参加する機会を設定し、保育に関する様々な情報の収集に努めます。
- (3) 新幼稚園教育要領*の趣旨を踏まえた教育課程に基づき、教員の資質・能力の向上を図れるよう、研修内容の充実を図ります。

施策4 保護者への支援体制の充実

【現状と課題】

- ・ 子育てへの不安、愛情の示し方がわからない、過保護等、家庭の教育力の低下が見られることから、保護者への支援体制を整える必要があります。
- ・ 核家族化、少子化等により、身近に相談できる人が少なくなり、子育て中の保護者が悩みを抱え込みやすい傾向があります。
- ・ 幼稚園と保護者が一体となり、子どもを育てていくという認識のもと、保育参加の機会を設け、保護者が同年齢の幼児に触れ、視野を広げる機会を増やす必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 保護者が子育てに関する相談ができる環境を作り、家庭の教育力の向上につなげ、幼児教育に効果的に反映できるよう支援体制を整えます。
- ・ 保護者同士でコミュニケーションを図る機会を設けることで、子育ての悩みや不安を軽減できるようにしていきます。
- ・ 保護者への支援体制を整え、幼児教育のニーズに対応するために、多様な保育サービスを実施していきます。

【主な取組み】

- 1 保護者が参加できる幼稚園行事や保育活動等の充実
 - (1) 幼児期の発達の特性を理解し、保護者間でコミュニケーションを図る機会となるよう園行事を計画的に実施します。
 - (2) 保護者が普段の保育活動に参加し、教員の幼児にかかわる様子を見たり、クラスの幼児と接したりできる機会を設定します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
保護者の保育参加の機会	回	各園8	各園8	

- 2 教育時間外の保護者支援
 - (1) 市立幼稚園在園児の保護者の子育て支援とともに、幼児の心身の健やかな発達を図るため、教育時間終了後等に希望する者を対象に預かり保育*を実施します。
- 3 子育てについての相談の場の提供
 - (1) 保護者が教員に相談できる体制を充実させます。
- 4 「3つのめばえ*」の活用
 - (1) 小学校、幼稚園、家庭において、埼玉県が示す子育ての目安「3つのめばえ」

を共通理解するとともに、連携して取り組む体制を築きます。

5 3年保育の検討・実施

- (1) 多様化する幼児教育ニーズに対応するため、市立幼稚園における3年保育の実施に向けて検討します。

施策5 幼稚園と保育所の連携

【現状と課題】

- ・ 子育てをめぐっては、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等が求められています。
- ・ 子ども・子育て支援新制度*への移行に伴い、より一層の幼保一体化への取り組みが求められています。
- ・ 交流や情報交換の場を増やし、幼稚園と保育所が連携し幼児期の教育の向上を図る取り組みが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 幼稚園・保育所の相互理解を深めて協力し合い、かつ、それぞれの役割を担いながら、充実した幼児教育の実現を目指します。

【主な取組み】

- 1 幼保一体化事業*の充実
 - (1)中央幼稚園と中央保育園分園共通の指導計画のもと、幼保合同保育を進めます。
 - (2)幼稚園と保育所が培ってきた保育方法や内容を学び合い、幼児期の教育の向上を図るための連絡会議を開催します。

施策6 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 特別な支援を要する幼児も同年齢の集団の中で生活することを通して、お互いに認め合い育ち合う姿があります。
- 近年では児童発達支援施設*と併行して幼稚園に通う幼児もいます。
- 特別な支援を要する幼児の状況や人数に合わせて補助教員を配置するなど、指導体制の充実を図っています。
- 個に応じた指導ができるよう教員が専門的な知識の習得をすることが必要です。
- 専門機関との連携を強化し支援体制を充実させることが必要です。

【施策の方向性】

- 特別な支援を要する幼児に対して理解を深め、一人ひとりに応じた個別の支援計画を作成し適切な支援ができる体制を整えます。

【主な取組み】

- 1 特別な支援を要する幼児の特性に応じた指導方法の推進
 - (1) 家庭や医療機関、福祉機関等との連携を強化し、幼児一人ひとりの特性に応じた教育を推進します。
- 2 支援体制の強化
 - (1) 研修の内容や機会を充実させ、教員の指導力の向上を図ります。
 - (2) 個別の支援計画の作成や「サポート手帳*」の活用を通して、幼児に対する指導方法の共通理解を図ります。
 - (3) 特別な支援を要する幼児の状況に応じて、補助教員を配置し、支援体制を強化します。

基本目標2 「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実

施策1 学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

- 各学校では学習指導要領*の趣旨を生かした特色ある教育活動に取り組んでおり、基礎的・基本的な学力の定着を図る指導とともに、体験的な活動や言語活動を充実させることにより児童生徒の学び合いを重視し、思考力・判断力・表現力の育成を図っています。
- 平成28年度埼玉県学力・学習状況調査*の結果では、本市の児童生徒の学力は県平均正答率を概ね上回っていますが、一人ひとりの学力を保証するため基礎的・基本的な学力の定着が図られるよう丁寧な指導を徹底するとともに、自ら主体的・計画的に学ぶ態度や、論理的な思考力や表現力等を身に付けることにより、さらなる学力の向上に取り組む必要があります。
- 少子高齢化、グローバル化の進展、ICT*機器や人工知能の進化を背景に、社会の変化が加速度を増し、未来を予測することが困難な時代において、子どもたちに必要な資質・能力を育成するためには、毎日の授業では、「何ができるようになるか」を明確にし、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てた授業改善が必要です。また、児童生徒が、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、教員も自ら学び、教科横断的な学習や「主体的・対話的で深い学び*」の充実を図ることが必要です。
- 各学校が児童生徒の実態を踏まえ、常に指導方法の工夫・改善を図り、研究・実践を重ねることで、さらなる学校の教育力の向上を目指す必要があります。

【施策の方向性】

- 学習指導要領の着実な実施に努め、児童生徒一人ひとりの「学ぶ意欲と確かな学力」の育成に向け、基礎的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度が身に付くよう「楽しく、わかる」授業の充実を図ります。
- 児童生徒の学習状況を把握し、児童生徒一人ひとりに応じ最後まで見届けるきめ細やかな指導を推進します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「学びの改革」を推進します。
- 小・中学校9年間を一貫した教育を推進します。
- 国際社会で活躍できるコミュニケーション能力の育成のための教育を推進します。

【主な取組み】

1 学力向上を目指した教育の展開

- (1) 学習指導要領*の趣旨を生かした教育の今日的な課題について効果的な推進を図るため、研究委員会を開催します。
- (2) 全国学力・学習状況調査*、埼玉県学力・学習状況調査、久喜市ステップアップテスト等の分析を踏まえ、課題に合わせた学力向上の取組みを実施し、学校を支援します。
- (3) 児童生徒一人ひとりの学力を伸ばす教育を推進するため「学習支援カルテ*」を活用した取組みを各学校で実施します。
- (4) 各学校における学校教育課題の解決に向けた研修を支援します。また、研究委嘱*による2年間の委嘱校の研究成果を市内小・中学校に広め、各学校の学力向上や指導法の改善等に生かします。
- (5) 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導のため、少人数指導*や習熟度別指導*、補充的指導等による個に応じた指導を進めます。
- (6) 家庭学習や基礎学力の定着に課題を抱える中学生を対象に、地域の人材等を活用した学力アップ教育推進事業による放課後等学習支援を実施します。

2 「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた「学びの改革」の推進

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」におけるタブレット端末等のICT*機器の活用方法や効果について検証し、優れた授業の蓄積に取り組みます。
- (3) (仮称)教育センターに教育資料を配架し、教員同士が学び合うネットワークを構築するとともに、教育資源を蓄積・活用します。

3 小・中学校9年間を一貫した教育の推進

- (1) 義務教育9年間を見通した目指す児童生徒像、教育課程を中学校区で共有し、児童生徒の学びを充実するという観点から、小学校と中学校の一貫した教育を推進します。
- (2) 教員が中学校区内の小・中学校において授業ができるよう「兼務発令」を行い、教科指導等の充実を図ります。

4 国際社会で活躍できるコミュニケーション能力の育成のための教育の推進

- (1) 小学校5・6年生での英語教育や3・4年での外国語活動を充実させるとともに、発達の段階に合わせた小学校1・2年生での外国語活動を実施できるよう、外国語指導助手* (ALT) を適切に配置します。
- (2) 中学校では「外国語(英語)」の授業は英語で行うことを基本とし、生徒が英語に触れる機会を充実させるとともに、授業を実際のコミュニケーションの場としていきます。
- (3) グローバル化に対応するため、語学力を身に付けるとともに、積極的にコミュ

ニケーションを図り、自信をもって可能性に挑戦する力を育成します。

- (4) 本市と姉妹都市提携をしているアメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市との久喜市中学生国際親善交流事業を通して、国際社会への理解を深め、世界で活躍できるコミュニケーション能力を育成します。

5 環境・キャリア教育*等、多彩な指導の推進

- (1) 主体的に環境保全活動を実践する態度を養うため、学校の教育活動全体を通じた環境教育を推進します。
- (2) 児童生徒が生き方や働き方についてしっかりとした考えをもち、明確な目的意識をもって主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

6 情報通信ネットワークを活用した学習、プログラミング教育*、情報モラル*教育の推進

- (1) ICT*機器、デジタル教科書を活用し、わかりやすい授業を推進します。
- (2) プログラミング的思考の育成のため、プログラミング教育に関する指導事例集や教材の開発、ICT機器の環境整備や教員研修に取り組みます。
- (3) ICT機器の利便性と危険性の両面を正しく理解し、活用できる児童生徒の育成を図るために、情報モラル研修を実施します。

7 理数系人材の育成

- (1) 観察・実験を通じた科学的に調べる能力や態度を育てる理科授業の充実のため、小学校に理科支援員を配置します。
- (2) 理数系人材の育成に向けて教員の指導力向上のための研修を実施します。

施策2 豊かな人間性をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

- ・ 社会の変化に伴い、規範意識の低下や人間関係の希薄化、児童生徒の自己肯定感の低下等が指摘され、それらをはぐくむ家庭や地域社会の教育力の向上が求められています。
- ・ 保護者及び教職員へのアンケート「子どもたちや教育について課題と感ずることについて」の結果では、いずれも「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」の割合が高くなっています。
- ・ 人間としてのよりよい生き方を身に付け実践できる児童生徒の育成を目指しています。そのためには、話し合いを通して自己の生き方について考えを深めることが大切です。
- ・ 保護者へのアンケート「あなたの子ども時代と比べて、家庭と地域のつながりが変化していると思いますか」の結果では、「つながりが弱くなっている」が小・中学校ともに50%を超えています。今後は、コミュニティ・スクール*のねらいである「地域とともにある学校づくり」に努め、地域ならではの創意や工夫を生かした学びや体験活動を充実させ、地域の一員としての自覚をはぐくむことが求められています。
- ・ 読書は、知識を深め、心を豊かにし、よりよく生きるための力になる大切なものであることから、今後も、読書活動を一層推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする「特別の教科 道徳」を要として、各学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度をはぐくみます。
- ・ 体験活動を通して道徳性や規範意識・社会性をはぐくみます。
- ・ 児童生徒が規律ある態度を身に付けるための教育を推進します。
- ・ 読書活動を推進します。
- ・ 「久喜の子ども、5つの誓い*」を通して自ら豊かな生き方を目指す力をはぐくみます。

【主な取組み】

1 道徳教育の充実

- (1) 多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進します。
- (2) 久喜市郷土資料「本多静六*」を活用し、郷土の偉人の生き方を通して、人間としてのよりよい生き方についての考えを深める学習を展開します。
- (3) 授業研究を核とした道徳科の指導力向上研修を実施します。

2 体験活動の充実

- (1) 各学校における集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動等の体験活動を計画的に実施していきます。
- (2) コミュニティ・スクール*として、家庭、地域と連携し、自然体験、文化活動等の体験活動の充実を図っていきます。
- (3) 地域の行事等を生かした体験活動を通して、子どもたちの自尊感情、連帯感や帰属意識をはぐくむ教育を実践します。

3 規律ある態度の育成

- (1) 生徒指導推進委員会*や道徳教育の充実により、埼玉県学力・学習状況調査*「規律ある態度」に掲げられた基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
「靴そろえ」の達成率	%	小学校	87.0	95.0	埼玉県学力・学習状況調査「規律ある態度」における達成目標
		中学校	92.3	95.0	
「話を聞き発表する」の達成率	%	小学校	76.8	90.0	
		中学校	73.8	90.0	

4 読書環境の充実と読書活動の推進

- (1) 学校図書館主任・司書教諭を中心に、学校図書ボランティア*の協力を得ながら、学習・情報センター*としての機能を有した学校図書館を目指します。
- (2) 朝読書、読書週間等の充実を図ることで、1日1回は読書に親しむ児童生徒を育成します。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
1日1回は読書をしている児童生徒の割合※	%	小学校	83.1	95.0	全国学力・学習状況調査*
		中学校	71.7	90.0	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

- (3) P T Aや学校応援団*による読み聞かせを活用し、読書の楽しさに触れる活動を推進します。
- (4) 県立図書館及び市立図書館との連携の強化に努め、児童生徒の読書環境、学習環境の向上への取組みを推進します。

5 「久喜の子ども、5つの誓い*」の推進

- (1) 久喜市教育委員会と久喜市P T A連合会、久喜市小・中学校校長会が連携し、

- 「一読（一日に一回は本を読み 知識を豊かにします）」
- 「十笑（一日に十回は笑顔になり 友達と仲良くします）」
- 「百吸（一日に百回は深呼吸し 心をいやします）」
- 「千字（一日に千の文字を書き 考えを深めます）」
- 「万歩（一日に一万歩は歩き 身体を鍛えます）」

を「久喜の子ども、5つの誓い*」として、学校、家庭、地域で推進します。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合※	%	小学校	91.2	92.0	埼玉県学力・学習状況調査*
		中学校	92.0	92.0	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

施策3 体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実

【現状と課題】

- 各学校では、体育の授業のほかに朝マラソンや休み時間等の運動等を通して、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成に努めています。しかし、学校外では、運動に親しむ機会が減少し、「運動する児童生徒」と「運動をしない児童生徒」との差が生じています。
- 平成28年度の新体力テスト*の結果では、小・中学校とも立ち幅跳びに課題があります。中学校はボール投げにも課題があります。
- 中学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上に大きな役割を果たしています。しかし、少子化に伴う部員数の減少により廃部となる部があることや、専門的な指導ができる教員の不足が課題となっています。
- 朝食は、脳や体を目覚めさせるために重要なものです。しかし、児童生徒を対象に行ったアンケートでは、毎日朝食を食べていない児童生徒がいます。
- 各学校は学校保健委員会*を中心に、児童生徒の健康づくりに取り組んでいます。が、児童生徒の心身の発達・発育段階を的確にとらえ、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成していく必要があります。

【施策の方向性】

- 児童生徒の体力と運動能力を高めるため、学校体育の充実に取り組みます。
- 「久喜市スポーツ推進計画*」に基づき生涯にわたる心身の健康保持増進や豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりに取り組めます。
- 児童生徒の健康維持を図るため、「第2次久喜市健康増進・食育推進計画*」等に基づき、適切に指導・助言するとともに、自らの健康を適切に管理する資質や能力の向上に努めます。
- 「久喜市中学校部活動ガイドライン*」等に基づき、調和のとれた活動計画のもと、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図れるよう、部活動を実施します。

【主な取組み】

1 学校体育の充実

- (1) 体力向上推進委員会*を中心に、児童生徒の体力に係る課題解決に向けた指導の工夫と改善に努めます。
- (2) 新体力テストの分析結果に基づき、児童生徒の体力の向上を目指した体育授業づくりを支援します。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
新体力テスト※1 の 5 段階絶対評 価で上位 3 ラン クの児童生徒の割 合※2	%	小学校	85.6	90.0	
		中学校	86.2	90.0	

※1：握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20m シャトルラン（中学校は 20m シャトルランと持久走のどちらかを選択）・50m 走・立ち幅とび・ボール投げの 8 項目

※2：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 生涯にわたる心身の健康保持増進や豊かなスポーツライフを実現する力の育成

- (1) 児童生徒が主体的に運動する授業を推進します。
- (2) 部活動の充実を図るために、中学校の運動部活動に専門性の高い外部指導者*を派遣します。
- (3) 「久喜市スポーツ推進計画*」に基づき実施される本市の各種スポーツ事業への参加を促進し、生涯にわたるスポーツライフをはぐくみます。

3 食育の推進

- (1) 「食」に関する指導の推進を図るために、各教科・領域並びに給食指導等と関連させた学習の工夫と改善に努めます。
- (2) 「食」に関する知識や能力を身に付けるため、学校ファーム*を活用した体験活動を推進します。
- (3) 毎日朝食を食べることをはじめとする、日常生活における「食」の大切さを学習するために、栄養教諭等による指導の工夫と改善に努めます。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
毎日朝食を食べて いる児童生徒の割 合※	%	小学校	96.5	100	埼玉県学力・学習 状況調査*
		中学校	95.4	100	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

4 学校保健の充実

- (1) 「第 2 次久喜市健康増進・食育推進計画*」に基づいて、各学校において学校保健計画を作成、実践し、保健主事、養護教諭等を中心に、家庭、地域、関係機関との連携を推進します。

施策4 学校における人権教育の充実

【現状と課題】

- 様々な偏見や差別、いじめ、虐待などの人権に関する問題に対して、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進しています。さらに、スマートフォン等を利用したインターネット上での人権侵害への対応が求められています。今後も、人権教育を一層充実し、人権を尊重する意識の高揚に取り組み、家庭や地域社会と連携を深める必要があります。
- 児童生徒一人ひとりが人権に関する理解を深め、豊かな体験活動を通して、人権感覚を身に付けることが必要です。
- 「差別の現実から学ぶ」を主眼とした人権教育に関する教職員研修を実施しています。今後も、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質・能力の向上を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- 学校教育における人権教育の充実を通して、児童生徒の人権意識の高揚に取り組みます。
- 教職員の人権感覚の向上を図るために、指導内容等の工夫・改善に向けた人権教育の研修を実施します。

【主な取組み】

- 1 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒をはぐくむ人権教育推進体制の充実
 - (1) 教職員の人権教育に関する豊かな人権意識の高揚を図るため、人権教育研修等を実施します。
 - (2) 人権教育教職員啓発資料「あおぞら」*を作成し、教職員の人権教育推進のために活用します。
 - (3) 児童生徒の人権感覚を向上させるため、人権文集「えがお」*を作成し、道徳の授業等で活用を図ります。
 - (4) 「おはようございます」「ありがとうございます」等の心のこもったあいさつを推奨し、あたたかい人間関係を醸成します。
- 2 「人権感覚育成プログラム*」の普及・活用
 - (1) 児童生徒が、自己的人権を守り、他人の人権を守るための実践的な行動力を身に付けられるよう、人権感覚を高めるために、「人権感覚育成プログラム」を活用し、体験活動や参加体験型学習を実施します。
 - (2) 「人権感覚育成プログラム」の有効的な活用について研究授業を通して研究します。

3 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- (1) 各学校において、部落差別や障がい者差別等の人権問題を解決する力を培う研究授業、事例研修を実施し、人権教育の指導について研究を進めます。
- (2) 各学校で進めている人権教育の取組状況を共有化し、それを活用した人権教育の指導内容、指導方法等について、一層の工夫・改善を図ります。
- (3) 家庭や地域と連携し、あたたかい人間関係を醸成するとともに、思いやりの心を行動に移すことができる児童生徒を育成する指導内容、指導方法等の研究を進めます。
- (4) 各学校において、男女共同参画の視点に立った指導内容、指導方法等の研究を進めます。

施策5 自立する力をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

- ・ 人が幸せに生きていくためには、人それぞれにあるその人固有のよさや持ち味を自覚し、それをよりよい方向へ伸ばし、より輝かせることが求められています。
- ・ 現在、各中学校では望ましい勤労観・職業観をはぐくむ社会体験チャレンジ事業*（職業体験活動）を実施しています。今後は、学校で学ぶことと社会とのつながりを意識し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力をはぐくむ「キャリア教育*」の充実がますます重要となります。
- ・ いじめ、不登校、非行・問題行動等の未然防止・早期発見と解決に向けて、教職員間や相談員等との連携を密にした対応を行っています。今後も、学校全体で取り組むとともに、関係機関との連携を一層密にして組織的に対応していくことが求められます。
- ・ 「いじめはどの学校でも、どの子どもでも起こりうる」との認識に立ち、いじめの根絶のための取組みを推進するとともに、日ごろから情報収集に努め、早期対応・早期解決することが重要です。
- ・ 不登校で悩む児童生徒に対して、適応指導教室*や訪問指導において、学校復帰に向けての支援を行っています。今後も、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら個々の子どもへの支援を充実させる必要があります。
- ・ 特別支援学級や通級指導教室*では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、きめ細やかな指導や支援ができるよう、その機能の充実を推進しています。今後は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級において、子どもたちの十分な学びを確保し、一人ひとりの子どもの障がいの状態や発達段階に応じた指導や支援を行う「インクルーシブ教育*」を推進することが重要です。

【施策の方向性】

- ・ 様々な体験を通して、可能性に挑戦するために必要な力をはぐくみます。
- ・ 将来の自分の姿をしっかりと考え、夢の実現に向けて「どのような力を身に付けていけばよいのか」を考えることができるよう、学校・地域・事業所が一体となって支援します。
- ・ 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、児童生徒の自己を見つめ考えることを大切にした生徒指導体制を確立します。
- ・ いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等に関する措置を、市内小・中学校に設置した「いじめ防止等の対策のための組織」において行います。市教育委員会は「久喜市いじめ問題対策連絡協議会」において、学校・教育委員会・児童相談所・保護司会代表・警察署等と連携を図り、いじめの防止等の一層の充実を図ります。
- ・ 各種相談員を配置するとともに、学校と連携しながら、保護者からの要請に応じて、適応指導教室指導員・相談員、適応指導教室訪問指導員・相談員、心理専門員やスクールソーシャルワーカー*等が教育的支援を必要とする子どもや保護者を

支援する体制を整えます。

- 各学校において、インクルーシブ教育*を推進するとともに、特別支援学級や通級指導教室*では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援ができるよう、個別の指導計画に基づいた学習活動を進めます。
- 障がいの状況に応じた教育支援体制づくりを進めるとともに、保護者への相談・支援を行う中で、不安や悩みの軽減を図ります。

【主な取組み】

- 1 夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成
 - (1) 自立を図るための主体的・能動的な力を養うために、小学校の段階から、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく体験学習を支援します。
 - (2) 課題を自分たちで見い出して解決に向けて話し合う活動を重視した、「中学生サミット*」を隔年で実施します。
 - (3) 「市内音楽会」や「小学校陸上競技大会」など市内小・中学生が一堂に会し、可能性に挑戦する活動の充実に努めます。
- 2 生き方教育としての進路指導・キャリア教育*の充実
 - (1) 体験活動を取り入れた小学校におけるキャリア教育、中学校における進路指導・キャリア教育の充実に努めます。
 - (2) 勤労の尊さを学び、生徒自らが自分の生き方について考え、「生きる力*」をはぐくむことを目指した、中学生社会体験チャレンジ事業*（職場体験活動）を推進します。
- 3 相談・指導体制の充実
 - (1) (仮称)教育センター等の設置にあわせて、いじめや学習に関する相談、家庭教育・子育てに関する相談等に総合的に対応する相談体制を整備します。
 - (2) 市内小・中学校に教育相談員*を、中学校にスクールカウンセラー*を配置し、中学校区内の学校が連携して様々な相談に対応する体制を整備します。また、市教育委員会に心理専門員・スクールソーシャルワーカー*を配置することによって、相談体制を充実させるとともに、不安を抱える児童生徒や保護者の相談に対応できるように福祉・医療等の関係機関との連携を強化します。
 - (3) 相談技能の向上のため、教職員対象の生徒指導・教育相談中級研修会を実施します。
- 4 いじめの防止対策の推進
 - (1) 道徳教育を中心に学校の教育活動全体を通して、人権意識の高揚を図り、いじめをしない・許さない心を育てます。
 - (2) ネットいじめやネットトラブルから子どもを守る取組みを推進します。

- (3) 教職員の研修を充実させるとともに、家庭と連携し、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けた取組みを行います。
- (4) 放射線等についての基礎的な性質について放射線副読本*等を用いて、児童生徒の発達の段階に応じた指導を進めます。
- (5) いじめの早期発見に向け、学校における児童生徒のアンケートを定期的実施します。
- (6) 各学校におけるいじめ防止基本方針を保護者へ周知し、家庭用いじめ発見チェックシートの活用を推進します。
- (7) 久喜市いじめ問題対策連絡協議会において、市内小・中学校でのいじめの実態や状況の報告、各年度の取組みやその結果のまとめを協議し、連携を深めます。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
いじめの解消率	%	小学校	98.9	100	文部科学省生徒指導上の諸問題に関する調査
		中学校	98.6	100	

※：平成 28 年度いじめの認知件数：小学校 374 件 中学校 72 件

※：平成 25 年に国が制定した「いじめの防止等のための基本的な方針」により、いじめの定義がより厳格となったことから、いじめの認知件数が、大きく増加しています

5 不登校の防止対策の推進

- (1) 小・中学校での児童生徒の出席状況を確認し、不登校の未然防止を図る指導・支援体制を充実させます。
- (2) 教職員の研修を充実させ、児童生徒一人ひとりが登校することが楽しくなるような教育活動を推進します。
- (3) 適応指導教室*や各学校の教育相談室*における相談指導体制や環境整備を図るとともに、相談技術等の向上のための研修会を実施します。
- (4) 引きこもり状態にある児童生徒への支援のため、訪問指導員・訪問相談員やスクールソーシャルワーカー*を配置します。

■数値目標

指標の内容	単位	区分	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
不登校児童生徒数 (市内全児童生徒 に対する割合)	人 (%)	小学校	18 (0.25)	13 (0.20)	文部科学省生徒指導上の諸問題に関する調査
		中学校	68 (1.82)	51 (1.39)	

6 非行・問題行動の防止対策の推進

- (1) 各学校の生徒指導推進委員会*の活動を通して、学校・家庭・地域と一体となった積極的な生徒指導を推進します。
- (2) 教職員研修を充実させ、社会の中で自分らしく生きることができる児童生徒の育成のため生徒指導・教育相談活動を推進します。

(3) 各学校での非行防止教室*や薬物乱用防止教室*の開催を通して、非行・問題行動の防止対策を推進します。

7 インクルーシブ教育*体制の整備・充実

- (1) 特別支援教育*に関する研修を充実させ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援を図ります。
- (2) 心理専門員や特別支援教育指導員を配置し、就学相談・発達相談を充実させます。
- (3) 教員が児童生徒一人ひとりの個に応じたよりよい対応の仕方を習得するため、特別支援教育巡回指導を実施します。
- (4) 通級指導教室*の運営と指導を充実させます。
- (5) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況に応じて、教育活動指導員・教育活動支援員・教育活動看護支援員を配置し、支援体制を強化します。
- (6) 「個別の支援計画・指導計画」や「サポート手帳*」の活用を推進します。
- (7) 特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、支援籍学習*を充実させます。

8 就学支援・相談の充実

- (1) 就学支援委員会を中心に、児童生徒の状況や発達の段階に応じて適切な就学支援を推進します。
- (2) 心理専門員、特別支援教育指導員やスクールソーシャルワーカー*と関係機関が連携した個別の就学相談や教育相談を通して、適切な就学支援を推進します。

9 日本語指導の推進

- (1) 日本語を理解することが困難な状況にある児童生徒に対して、日本語指導を行う日本語指導員を配置します。
- (2) 各学校では、誰にでもわかりやすく安心して参加できる教育環境を作るため、ユニバーサルデザインの授業*を実践します。

10 (仮称)教育センターの整備

- (1) 心理専門員や特別支援教育指導員を配置し、就学相談・発達相談を充実させます。(再掲)
- (2) 心理専門員、特別支援教育指導員やスクールソーシャルワーカーと関係機関が連携した個別の就学相談や教育相談を通して、適切な就学支援を推進します。(再掲)
- (3) 教育を取り巻く環境の変化や時代に合わせた内容の変化に対応するため、教職員の研修を充実させます。

施策6 安全教育の充実

【現状と課題】

- ・ 東日本大震災等の教訓を生かし、様々な機会を通して、子どもたちの安全・防災教育を進めています。防災に対する意識を常に高くもち、災害時にも主体的に判断・行動できる児童生徒の育成を目指していく必要があります。
- ・ 学校における危機管理体制の充実が求められています。あわせて、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。
- ・ 各学校では、交通事故防止のための教育を進めてきましたが、市内において児童生徒が交通事故の被害に遭う、又は加害者になってしまう事案が発生しています。今後も、児童生徒への交通安全指導の充実が一層求められています。
- ・ 全国で不審者による事件が後を絶ちません。各学校では「防犯教室」を実施し、児童生徒自身が防犯について理解を深められるよう取り組んでいます。今後も、より一層の防犯体制の強化と児童生徒の危機回避能力の育成に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 災害発生時にも主体的に判断・行動できる能力を育成するため、避難訓練を計画的に実施するなど、より実践的な防災教育を推進します。
- ・ 児童生徒の交通事故「ゼロ」の実現に向けて、発達の段階に合わせた交通安全教育の充実を図ります。
- ・ 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。
- ・ 教職員の安全・防災教育に関わる研修の充実、各学校の情報交換の場の設定等を推進します。
- ・ 久喜市地域防災計画*をもとに、関係機関と連携を図り、市内小・中学校における避難所開設の準備や初期段階に係る避難者の受け入れ協力を推進します。
- ・ 家庭・地域と連携して、地域全体で児童生徒の安全を守る体制のより一層の充実を図ります。

【主な取組み】

1 児童生徒の危機回避能力の育成

- (1) 災害発生時に、主体的に判断し、より安全な行動が実践できる児童生徒の育成を目指し、学校における実践的な災害対策訓練を計画的に実施します。
- (2) 社会の構成員としての自覚を深めるとともに、「共助」の精神をはぐくむために、「助けられる側」から「助ける側」の視点をもった安全教育を、体育や道徳、特別活動の時間等で展開します。

2 交通安全教育の充実

- (1) 児童生徒の交通事故「ゼロ」を目指し、警察機関等と連携した交通安全教室を各学校で取り組みます。
- (2) 安全教育についての指導計画を充実させ、道徳や特別活動の時間において、交通安全に係る学習を計画的に実践します。

3 学校の危機管理体制の整備・充実

- (1) 学校における学校防災マニュアルを整備し、全教職員の危機管理能力を高め、迅速かつ適切な対応に努めます。
- (2) 児童生徒が危機回避能力の基礎を身に付けるため、各学校の防災計画や危険等発生時対処要領（防災マニュアル）を適宜改善し、それを活用した避難訓練等を計画的に実施します。
- (3) 保護者・地域と連携して児童生徒の安全を守るための実践について、市内各学校の取組みを情報交換・共有し、優れた実践を広げます。

4 防災に係る教職員の研修の実施

- (1) 教職員の研修を通して安全教育・防災管理を中心とした学校における危機管理能力の向上を図り、児童生徒の安全の確保に努めます。

施策1 教職員の資質・能力の向上**【現状と課題】**

- 教育に対する情熱と使命感をもち、優れた指導力を兼ね備えた教員を確保するため、県教育委員会と連携した研修及び市教育委員会独自の研修を計画的に実施しています。今後多様化する様々な教育課題に対応するためには、教職員が意欲的に学ぶ姿勢をもち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を生涯にわたって高めていくことが必要です。さらに「教職員評価システム*」の活用により、教職員の資質及び能力の向上を図り、学校の教育力を高めることが必要です。
- 教員の授業力の向上を図るため、市教育委員会による研究委嘱*や学校訪問等による指導・助言により校内研修を活性化するよう取り組んでいます。
- 子どもに何が身に付いたかを評価する学習評価を充実させ、最後の一人まで見届けることができる教員を育成しています。
- 教職員の心の健康は児童生徒の学びに大きな影響を与えることから、心の健康への適切な対応が必要となっています。

【施策の方向性】

- 本市の教育の充実と発展のため、東京理科大学久喜キャンパス跡地に新設される（仮称）教育センターを、教職員の研修の拠点として整備します。
- 教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修を計画的に実施します。
- 研修の質を高め、教職員の指導力と使命感の向上を図ります。
- 「教職員評価システム」を活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- 教職員の健康管理に配慮し、悩みを抱える教職員に対する指導・支援を推進します。

【主な取組み】**1 教職員研修の充実**

- (1) 教職員の資質や指導力の向上を図るため、県教育委員会と連携した研修や経験年数に応じた指導力向上研修、いじめ・不登校など今日的教育課題に適切に対応することができる力をはぐくむ研修、体罰の根絶等、教育公務員としての意識の高揚と言語力をはぐくむ研修等を充実します。
- (2) 教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支え、学校の中核となる教職員を育成します。
- (3) (仮称)教育センターの設置にあわせて、教職員の年次研修、課題別研修、自

主研修を積極的に支援します。

2 校内研修の活性化の指導・支援

- (1) 市教育委員会及び埼玉県教育局東部教育事務所による学校訪問を計画的に実施し、校内研修への指導・支援を行います。
- (2) 市教育委員会研究委嘱校に対し、計画的・継続的な学校訪問を通して、研究を充実するための指導・支援を行います。さらに、委嘱研究の発表会を通して、研究の成果を市内小・中学校に広め、市内各学校の教員の質の向上を図ります。

3 「教職員評価システム*」の活用

- (1) 教職員自ら課題解決に向けた目標と方策を明確にし、着実に実践するとともに、確実に成果を上げるよう「教職員評価システム」の制度を効果的に活用します。
- (2) 学校教育目標の実現に向けて、教職員一人ひとりの資質・能力の向上とともに、学校内のチームワークを高め、教育活動の充実を図ります。

4 教職員の健康管理・メンタルヘルスの推進

- (1) 教職員定期健康診断の実施と健康管理医による相談事業を充実させます。
- (2) 本市の学校教育が果たしてきた役割・使命を維持しながら、一人ひとりの教員の働き方や、学校・家庭・地域の役割等を見直し、多忙化解消に努めます。
- (3) 教職員メンタルヘルス研修会・こころの健康講座への参加を促進し、教職員の心の健康の保持増進に努めます。
- (4) 休暇の取得や福利厚生事業への積極的な参加の促進を図ります。

施策2 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

【現状と課題】

- ・ 現在、市内すべての小・中学校に学校運営協議会*が設置され、コミュニティ・スクール*として学校・家庭・地域が一体となって教育活動を展開しています。
- ・ 各小・中学校にPTAや学校応援団*、各小学校に放課後子ども教室*が組織され、子どもたちの教育活動を支援しています。
- ・ 子どもたちを取り巻く環境が変化し、様々な課題を抱える中、今後ますます学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てることが重要となります。学校運営協議会を核として、学校応援団やPTA活動の充実が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 学校運営協議会を中心に、コミュニティ・スクールとして、地域とともにある学校づくりを推進します。学校と家庭・地域が、共通の目標を持ち、主体的に役割分担しながら教育の質的向上を目指します。
- ・ 地域の教育資源を活用し、特色ある学校づくりの推進を支援します。
- ・ 家庭や地域による学校支援の取組みを促進するため、小・中学校における学校応援団の活動の充実を支援します。

【主な取組み】

1 学校運営協議会の活動の充実

- (1) 学校や児童生徒の課題について、学校運営協議会で熟議・協働し、地域とともにある学校として地域住民が学校運営の改善に取り組み、教育活動を充実させます。
- (2) 学校運営協議会委員研修会を開催し、運営委員同士の交流や情報交換を行い、協議会の質と市内小・中学校の組織力の向上に努めます。

2 学校応援団の充実

- (1) 学校のボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に促すことにより、学校応援団の充実を図ります。
- (2) 学校応援団のコーディネーター研修会を開催し、学校応援団の充実を支援します。

3 学校・家庭・地域の連携強化による学校マネジメントの推進

- (1) 学校だより、ホームページ、土曜授業、オープン参観日*等により、学校の取組みを広く家庭・地域に公開します。
- (2) 総合的な学習の時間や特別活動等の時間を通して、地域を学ぶ学習や地域の方に参加していただく学習を計画的・継続的に進めていきます。
- (3) 学校応援団や放課後子ども教室等を通して、学校・家庭・地域が一体となった

児童生徒の育成を推進します。

(4) 家庭・地域と学校が連携して、児童生徒の育成に取り組むため、PTA活動を支援します。

施策3 安全の確保

【現状と課題】

- 市内小・中学校への不審者の侵入による被害を防ぐために、小学校安全監視員*の配置や防犯カメラを設置するとともに、下校時の児童生徒への安全対策として市職員による通学路巡回パトロールを実施しています。また、防災行政無線による帰宅を呼びかける放送を定時チャイム直後に実施し、児童生徒の安全確保に努めています。
- 児童生徒の登下校時の安全確保、事故の要因となる環境の改善、万一事故が発生した場合の適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立が重要です。また、児童生徒の安全確保のために、家庭や地域との連携が求められています。
- 「久喜市放射性物質の除染等の対応方針*」等をもとに、引き続き、市内小・中学校等の放射線量の測定を行い、児童生徒の安全確保並びに保護者の放射能汚染に対する不安の解消を図ることが必要です。

【施策の方向性】

- 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故後の放射能汚染の不安を解消するため、小・中学校等の放射線量の測定を実施します。

【主な取組み】

1 防犯対策の充実

- (1) 市内小学校への小学校安全監視員の配置や防犯カメラの設置により、校内での教育活動中の児童生徒を不審者の侵入等から守ります。
- (2) 市職員による下校時の通学路巡回パトロールや、防災行政無線による帰宅を促す放送を実施し、児童生徒の下校時・帰宅時における防犯に努めます。
- (3) 不審者等の情報については、市内小・中学校や庁内関係部署等に提供し情報の共有を図ります。

2 交通安全対策の充実

- (1) 定期的に通学路の安全点検を実施するとともに、関係機関との連携を図りながら、通学路の整備を推進します。
- (2) P T Aや、スクールガードリーダー*を中心とした学校応援団*等の協力を得て、登下校時の交通安全及び不審者からの安全確保に努めます。

3 施設・設備の安全対策の実施

- (1) 遊具等の施設・設備の安全確保のため、定期点検、臨時点検、日常点検を実施します。

4 小・中学校等放射線量測定の実施

- (1) 「久喜市放射性物質の除染等の対応方針*」等に基づいて、小・中学校、市立幼稚園における空中放射線量の定点測定及び局所的に放射線量が高いと予測される箇所の放射線量の測定、並びに関係課と連携しながら小学校の校庭の土壌中の放射線量の測定を実施します。
- (2) プール水及びプールに堆積した汚泥の放射線量の測定を実施します。

施策4 学校の適正規模・適正配置の推進

【現状と課題】

- ・ 平成29年1月に「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針*」を策定しました。今後は、同基本方針に基づき、学校の適正規模・適正配置を進める必要があります。
- ・ 少子化に伴う児童生徒数の減少による小・中学校の小規模化が進んでいます。学校の小規模化は、子どもたちの教育環境に様々な影響を及ぼし、教育活動や学校運営に課題が生じることが懸念されています。

【施策の方向性】

- ・ 「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に示した基準に基づき、学校の小規模化に対応するため、学校統廃合等の検討を進めます。

【主な取組み】

- 1 学校の適正規模・適正配置の推進
 - (1) 説明会等を開催することにより、保護者や地域住民の意向を把握し、相互理解を図りながら学校統廃合等の検討を進めます。
 - (2) 久喜市立小・中学校学区等審議会*を開催し、学校統廃合等のあり方に関して審議します。

施策5 学校施設・設備の整備・充実

【現状と課題】

- 安全で快適な教育環境を確保するため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材*の耐震化、落下防止対策を進める必要があります。
- 本市の学校施設は、建築後30年以上経過している建物が約8割を占めていることから、トイレなど老朽化している施設の計画的な改修を実施するとともにバリアフリー化を推進する必要があります。
- 学校施設は、災害時の避難所としての指定を受けていることから、東日本大震災等を教訓に、関係部署との連携を図り、防災機能の向上に取り組む必要があります。
- 教材・備品については、学習指導要領*の改訂に伴い、必要な教材の補填・拡充に努めています。今後も各学校のニーズに応じた教材を計画的に整備する必要があります。
- 学校図書については、文部科学省が定めた「学校図書館図書標準*」の達成に向けて整備を進めており、充足率は平成28年度末で小学校126.1%、中学校130.5%となっています。しかし、文献的・資料的価値のない図書が残っている現状もあることから、今後も計画的に廃棄・購入を行い、学校図書館としての機能が発揮されるよう環境を整える必要があります。
- 児童生徒の学習や教職員の事務処理効率化を図るために、学校ICT*や教育情報ネットワークのさらなる活用が必要です。
- 社会におけるネットワーク上における諸問題をかんがみ、教職員並びに児童生徒の情報セキュリティ*に対する理解を深める必要があります。

泣き別れ

【施策の方向性】

- 計画的な施設整備により、安全で快適な学校環境づくりを推進します。
- 教育情報ネットワーク活用の充実や学校ICTの活用を促進します。
- 教職員並びに児童生徒の情報セキュリティに対する理解を深めます。
- 学校教材・備品の整備を推進します。
- 学校図書館機能の充実を図ります。

【主な取組み】

1 学校施設の非構造部材の耐震化の推進

(1) 校舎及び屋内運動場等の非構造部材の耐震化、落下防止対策を実施します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
校舎及び屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策をした施設数※	施設	3	37	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 学校施設の計画的な改修

- (1) 学校施設の老朽化に対応するため、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的に改修等を実施するとともに、バリアフリー化を推進します。
- (2) 学校施設の避難所としての役割を発揮するため、関係部署との連携を図り、防災機能の強化に努めます。

3 学校ICT*、教育情報ネットワークの活用

- (1) 校務用パソコンの教職員一人につき1台配置を維持するとともに、さらなる活用を目指して、教育情報ネットワークの活用や情報セキュリティ*の研修を実施します。
- (2) 児童生徒の情報セキュリティに関する学習の工夫改善を図ります。

4 学校教材・備品の計画的な整備

- (1) 学校教材・備品の適正な管理及び廃棄を行い、また、学習活動の充実に向けた計画的な予算の執行を行うことで、各学校の現状に沿った教材・備品の整備を行います。

5 学校図書館の充実

- (1) 各学校における図書館担当教員を対象とした研修会等を実施し、その機能が発揮できるよう環境整備に努めます。
- (2) 文部科学省が設定した「学校図書館図書標準*」における充足率を達成するとともに、「久喜市学校図書館用図書の更新に関する指標*」に基づき、適正な蔵書管理に努めます。

施策6 学校給食の充実

【現状と課題】

- 平成26年12月に「久喜市における学校給食基本方針*」を策定しました。今後は、子どもたちに同じような環境のもとで学校給食を提供するため、運営方式の統一を図ります。
- 学校における食育推進の生きた教材として、学校給食の意義が見直されています。学校給食が、成長期にある児童生徒の健康の保持・増進と体位向上を助け、また、家庭における望ましい食生活のモデルとなることが期待されています。
- 児童生徒の心身の健全な発達に資するための栄養バランスの取れた、安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消を推進するなど良質な食材の確保に努めています。
- 学校給食衛生管理基準に基づいた、安全で安心な学校給食の実施が求められています。調理従事者への衛生管理指導の徹底、学校給食施設の整備と適正な管理が必要です。
- 児童生徒に安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食食材の放射性物質検査を継続的に実施する必要があります。

【施策の方向性】

- 市内全小・中学校を提供校とする新たな学校給食センターを整備し、運営方式の統一を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携して食育を推進し、児童生徒の健全な食習慣や生活習慣の形成に取り組みます。
- 関係機関との連携により、地元で生産された農産物の使用を推進します。
- 給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図ります。
- 学校給食の食材に対する放射性物質汚染の不安を解消するため、学校給食食材の放射性物質検査を実施します。

【主な取組み】

- 1 新たな学校給食センターの整備
 - (1) 「新学校給食センター整備基本計画*」に基づき、安全・安心な学校給食を将来にわたって安定的に提供するため、東京理科大学久喜キャンパス跡地に新たな学校給食センターの整備を進めます。
- 2 安全・安心な学校給食の提供
 - (1) 安全でおいしい給食の提供、栄養管理、食材の安全確保等により、学校給食の充実を図るとともに、食物アレルギーへの対応に努めます。
 - (2) 季節の食材や行事食、郷土料理、伝統料理等を取り入れた給食を提供します。

3 食育の推進

- (1) 予定献立表や給食だよりの配布を通して、望ましい食生活の知識の普及・啓発に努めます。また、予定献立表を市のホームページに掲載するほか、当日の給食写真を市及び各学校のホームページに掲載し、学校給食に関する情報提供に努めます。
- (2) 学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。
- (3) 関係機関と連携し、学校給食における地産地消を積極的に推進します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
地元農産物を取り入れた 学校給食食材の割合※	%	15.2	17.0	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

4 学校給食の衛生管理の徹底

- (1) 学校給食調理従事者等への衛生管理指導を徹底し、衛生意識の高揚を図ります。
- (2) 学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備・点検及び食品の衛生検査を行うなど、衛生管理の徹底を図ります。

5 学校給食食材の放射性物質検査の実施

- (1) 学校給食のより一層の安全・安心を確保するために、給食に使用する食材等について、今後も引き続き放射性物質の検査を実施します。

施策 1 P T A ・ 児童生徒 ・ 教職員に対する人権教育の推進

【現状と課題】

- ・ 21世紀は、「人権の世紀*」と言われているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人等に対する様々な人権問題が発生しています。
- ・ 市では、幼稚園・小学校・中学校のPTA等を対象とした人権教育研修会を開催していますが、さらに、研修会の内容を充実させ、引き続き、人権意識の高揚に努めていく必要があります。
- ・ 児童生徒一人ひとりが人権に関する理解を深め、豊かな体験活動を通して、人権感覚を身に付けることが必要です。
- ・ 「差別の現実から学ぶ」を原点とした人権教育に関する教職員研修を実施しています。今後も、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- ・ 幼稚園・小学校・中学校のPTA等を対象とした人権教育研修会の開催や啓発冊子を作成、配布することにより、広く人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権意識の高揚に努めます。
- ・ 児童生徒の人権意識をはぐくむための人権教育の充実を図ります。
- ・ 教職員の人権意識の高揚を図るための研修等を行います。

【主な取組み】

1 P T A等への人権教育研修の開催

(1) P T A等の人権意識の高揚を図るため、人権教育研修会を開催します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
P T A人権教育研修会の開催数※	回	4	4	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 児童生徒への人権教育の充実

- (1) 児童生徒が、自分の人権を守り、他人の人権を守るための実践的な行動力を身に付けられるよう、人権感覚を高めるために、「人権感覚育成プログラム*」を活用し、体験活動や参加体験型学習を実施します。(再掲)
- (2) 人権文集「えがお」*を作成し、市内小・中学校において積極的に活用します。

3 教職員への人権教育研修の開催

- (1) 教職員の人権教育に関する豊かな人権意識の高揚を図るため、人権教育研修等を実施します。(再掲)

施策2 家庭・地域における人権教育の推進

【現状と課題】

- 市では、毎年、人権教育の取組みをまとめた冊子「久喜市の社会人権教育」を発行しています。
- 市の広報紙のシリーズ「人権それは愛」に同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する情報を掲載し、人権意識の高揚に努めています。
- 教育集会所*は、老朽化が進んでおり、今後は計画的な改修等が必要な状況です。
- 教育集会所において、小学生から成人・高齢者までを対象とした各種教室・講座や交流事業を実施しています。

【施策の方向性】

- 市の広報紙に人権問題に関わる情報を掲載するとともに、啓発冊子の作成、発行により人権意識の高揚に努めます。
- 教育集会所の整備充実に努めるとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民相互の交流を図ります。

【主な取組み】

1 人権教育事業の推進

- 人権啓発冊子「久喜市の社会人権教育」を発行し、人権教育の取組結果を広く周知し、人権教育・啓発に努めます。
- 市の広報紙のシリーズ「人権それは愛」で人権問題に関わる情報を掲載し、人権意識の高揚に努めます。

2 教育集会所の整備充実

- 教育集会所は老朽化が進んでおり、必要に応じて改修します。また、野久喜集会所及び内下集会所の統合を視野に入れて検討し、計画的に整備します。

3 教育集会所事業の充実

- 教育集会所において、小学生から成人・高齢者までを対象とした各種教室・講座、交流事業を実施します。
- 教育集会所事業の内容を見直し、一層の充実を図ります。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
野久喜集会所事業参加者数※	人	1,284	1,580	
内下集会所事業参加者数※	人	382	490	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

施策3 企業・事業者に対する人権教育の推進

【現状と課題】

- ・ 企業・事業者を主な対象とし、社会人権教育指導者養成講座を開催しています。また、人権啓発冊子、人権啓発品を活用し、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消に努めています。
- ・ 企業・事業者が、自ら所内で人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇における差別を撤廃させていくために、企業・事業者に対して、人権教育講座への参加等を積極的に働きかけていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 企業・事業者を対象とした人権教育講座を開催し、また、啓発冊子、啓発品を活用することにより、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消を図ります。

【主な取組み】

1 人権教育講座の開催

- (1) 企業・事業者を主な対象とし、人権教育指導者の養成を図るため、人権教育講座を開催します。

2 人権教育指導者の養成

- (1) 人権教育講座において、人権教育指導者の養成を図るとともに、人権啓発冊子、人権啓発品を活用し、差別意識の解消に努めます。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
社会人権教育指導者養成講座の参加者数※	人	312	325	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

施策1 多彩な生涯学習機会の提供**【現状と課題】**

- ・ 生涯学習に対する市民のニーズは、高度化・多様化しており、これに対応した施策が求められています。また、市民が生涯学習活動の中で学んだ知識や技術を個人だけのものにするのではなく、学んだ成果を生かす施策も必要です。
- ・ 市では、出前講座*、生涯学習人材バンク*等の活用や、市民大学*・高齢者大学*の推進等、様々なニーズにあった学習機会を提供しています。しかし、これら学習機会の認知、また活用が十分ではないため、活用の拡大を図る必要があります。
- ・ 保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育学級及び子育て講座、家庭教育フォーラムを開催し、学習の機会や情報の共有、意見交換の場を提供しています。しかし、さらなる家庭教育の充実を図るため、事業内容の工夫・充実を図る必要があります。
- ・ 東京理科大学及び久喜青年会議所と連携し、子ども大学くき*を実施しています。対象は小学校4年生から6年生とし、継続して実施していけるよう、魅力ある講義内容を設定する必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 多様化する学習ニーズに対応できるよう、講座・教室等の充実を図ります。
- ・ (仮称)生涯学習センターでは、生涯学習の中核を担う施設として、市民の学習や文化芸術活動を支援するとともに、幅広い事業展開や文化芸術・生涯学習の総合的な情報の収集・提供機能の充実を図ります。
- ・ 学習情報の提供、指導者の育成や確保等、生涯学習を推進するための体制を整備します。
- ・ 「久喜市生涯学習推進計画* (久喜市まなびすとプラン)」に則った生涯学習活動の推進を図ります。

【主な取組み】**1 生涯学習の機会の充実**

- (1) ライフステージに応じた学習機会を充実させます。
- (2) 魅力ある講義内容の子ども大学くきを実施します。
- (3) 地域で子どもの体験活動を支援します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
生涯学習関連の講座・教室の参加者数※	人	14,452	14,600	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 市民大学・高齢者大学の充実

- (1) 市民大学の講座を市民ニーズにあった魅力ある内容に充実させます。
- (2) 市民大学の市内4地区で開催する公開講座を充実させます。
- (3) 高齢者大学の講座を市民ニーズにあった魅力ある内容に充実させます。
- (4) 高齢者大学生のクラブ活動やボランティア活動を促進します。

3 生涯学習情報の収集と提供

- (1) 生涯学習人材バンク*を充実させ、活用の促進を図ります。
- (2) 生涯学習情報紙*（まなびすと久喜）を充実させます。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
生涯学習人材バンクの登録者数※	人	221	225	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

4 生涯学習研修大会*や生涯学習推進大会*への支援

- (1) 生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）及び生涯学習推進大会（まなびすと久喜）を充実させます。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）の参加者数	人	201	210	
生涯学習推進大会（まなびすと久喜）の参加者数	人	約 2,800	5,000	

5 生涯学習活動団体の活性化の促進

- (1) 「久喜市生涯学習推進計画*」に則った生涯学習活動の推進を図ります。

施策2 保護者の交流機会の提供・支援

【現状と課題】

- ・ 核家族化、少子化等により身近に相談する人が少なくなり、子育て中の保護者が悩みを抱えやすい傾向にあります。
- ・ 保護者同士が安心して交流できるような環境を整えていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ P T A活動が保護者同士の意見交換の場、親の学習の場ともなるよう、家庭教育学級の開催を支援します。
- ・ 子育て支援の講演会等を開催し、情報提供と交流の場の充実を図ります。

【主な取組み】

1 子育てについての意見交換の場の充実

(1) P T A及び保護者会による家庭教育学級の開催を支援します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
家庭教育学級の参加数※	学級	30	40	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 各種講演会等の充実

(1) 家庭教育における子育て講座及び家庭教育フォーラムを充実させます。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
子育て講座「親の学習」 の実施校（小学校）	校	23	23	
家庭教育フォーラムの参加者数	人	41	140	

施策3 生涯学習環境の整備・充実

【現状と課題】

- 生涯学習施設については、建物や設備の老朽化が進んでいます。今後も、バリアフリー化や改修を行い、学習環境の改善を行う必要があります。
- 生涯学習施設として、現在、公共施設予約システムを利用して、「公民館・コミュニティセンター」、「スポーツ・レクリエーション・公園」、「産業」、「社会福祉・障がい者福祉」と4つのジャンルから施設が利用できるようになっています。
- 東京理科大学久喜キャンパス跡地に設置される（仮称）生涯学習センターを生涯学習の中核を担う施設として整備し、市民の学習や文化芸術活動への支援や幅広い事業展開を図ります。

【施策の方向性】

- 生涯学習施設の建物や設備の改修等を計画的に進めます。
- 生涯学習施設の公共施設予約システムの利用を促進します。
- （仮称）生涯学習センターの整備・充実を図ります。

【主な取組み】

1 生涯学習施設の建物及び設備の整備・充実

- 老朽化した施設の適切な維持管理や計画的な改修により、利用者の利便性や快適性・安全性を確保します。
- 栗橋いきいき活動センターしずか館及び栗橋公民館との統廃合の方針に基づき、整備を計画的に推進します。

2 生涯学習施設の利用促進

- 生涯学習施設における公共施設予約システムの利用者拡大に努めます。
- 生涯学習情報紙*（まなびすと久喜）を利用し、生涯学習施設を紹介します。

3 （仮称）生涯学習センターの整備・充実

- （仮称）生涯学習センターを生涯学習の中核を担う施設として整備します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 （現状値）	平成34年度 （目標値）	備考
（仮称）生涯学習センター利用者数※	人	—	102,000	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

施策4 公民館活動の充実

【現状と課題】

- ・ 市内に8館ある公民館では、各公民館運営委員*との連携を図り、市民や地域のニーズに応じた公民館活動を展開しています。さらに、多様化・高度化する市民のニーズや地域課題を踏まえた事業の推進が必要です。
- ・ 市民の自主的な学習活動の支援及び活動の場の提供を進めていくうえで、市民の意向を踏まえ、利用しやすい運営に努めています。
- ・ 利用者が、安全で快適な公民館活動が行えるよう老朽化した公民館の計画的な修繕や改修等が今後も求められています。
- ・ 高齢者大学*や市民大学*の活動拠点が、中央公民館から新設が予定されている（仮称）生涯学習センターに移行することにより、中央公民館の利用者の一部も移行する予定です。

【施策の方向性】

- ・ 今日的課題や地域課題に対応した事業の展開や利用団体の日頃の学習成果を発表できる場の提供を推進します。
- ・ 市民の意向を踏まえるとともに、公民館運営委員と連携を図り、各公民館の特色を生かした活動の充実に努めます。
- ・ 安全で快適な環境で公民館活動が行えるよう老朽化した公民館の計画的な修繕・改修等を実施します。
- ・ 栗橋公民館と栗橋いきいき活動センターしずか館の統廃合について、今後も計画的に進めます。

【主な取組み】

1 公民館事業の充実

- (1) 市民の主体的な学習活動を支援するため、様々な学習機会を提供します。
- (2) 公民館運営委員と連携を図り、市民参加による事業を企画するとともに、学校・家庭・地域と連携した公民館事業をさらに推進します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
公民館事業数	事業	88	90	
市民企画事業数	事業	5	8	
公民館連絡協議会事業数	事業	2	3	
公民館利用者数※1、※2	人	387,090	381,000	

※1：久喜市総合振興計画と共通の指標

※2：公民館利用者数の目標値は、高齢者大学及び市民大学の活動拠点が、中央公民館から新設が予定されている（仮称）生涯学習センター（平成 31 年 4 月供用開始予定）に移行されることを考慮し、第 1 期計画期間中で利用者数が最も多かった平成 27 年度実績値から両大学の利用者数を減じた数値とした（下 3 桁四捨五入）

2 公民館運営の充実

- (1) 市民が安全で快適に利用できる学習環境の充実を図るため、計画的な修繕・改修等を進めます。
- (2) 生涯学習振興の中核施設の一つとして、市民の学習活動に対する情報提供や相談に努める等、市民が利用しやすい公民館運営の充実を図ります。

3 公民館の適正配置の検討

- (1) 関係課と調整を図りながら栗橋公民館と栗橋いきいき活動センターしずか館の統廃合を進める等、身近な学習施設として、地域教育活動の支援や活動拠点となるよう適正配置を検討します。

施策5 図書館サービスの充実

【現状と課題】

- 図書館システムの改修や入替を行い、検索やインターネット予約等の利便性向上を図ることで、貸出点数及び予約点数が増加しました。
- 館内でのおはなし会等の実施のほかに、学校や保育園等の訪問事業を実施し、子ども向け事業の拡充に努めていますが、子どもの読書離れが進む中、乳幼児向け事業を除き参加者が少ない状況となっています。
- 図書館利用者アンケートでは、図書館への要望として、「新しい資料の充実」を望む意見が最も多く、次いで「開館時間の延長」となっています。
- 図書館資料に対する市民ニーズは、今後も多様化し、レファレンス*等においてICT*を活用した高度な情報提供が求められています。
- 施設・設備面での課題として、施設等の老朽化、資料保存スペースの確保等が挙げられます。また、運営面での課題としては、窓口業務の委託化や指定管理者制度*の導入等が挙げられます。

【施策の方向性】

- 「久喜市図書館サービス基本計画*」に則った図書館サービスの推進を図ります。
- 「久喜市子ども読書活動推進計画*」に則った読書活動の推進を図ります。
- 一人でも多くの子供達に、読書の楽しさや喜びを知ってもらうため、(仮称)子ども図書館の整備を進めます。
- 市民の多種多様な学習情報のニーズに応え、市民の学習活動や、地域連携を支援する図書館として、質の高い図書館サービスの提供を図ります。

【主な取組み】

1 「久喜市図書館サービス基本計画」の推進

- (1) 市民の学習活動・課題解決を支援するために、レファレンス、地域資料の収集・提供、職員研修等を通して、図書館サービスの充実を図ります。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
レファレンスに対する利用満足度	%	51.9	60.0	利用者アンケート

- (2) 児童生徒が自ら本に親しめるような読書環境や学習環境を整備するために、市内小・中学校との連携の強化に努めます。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
学校への団体貸出冊数	冊	1,064	1,500	
学校訪問事業実施学校数	校	13	23	

- (3) 情報提供の高度化・迅速化に対応できるよう、ICT*を活用した図書館を目指します。
- (4) 市民ニーズへの的確な対応や利用の向上を図るために、他の公共図書館や関連施設、関係機関・関係団体とのネットワーク体制の整備、連携に努めます。
- (5) すべての市民にとって利用しやすい図書館となるために、障がい者や外国人など様々な利用者に対応したサービスの提供に努めます。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
人口一人あたりの貸出冊数※	冊	4.94	5.43	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 「久喜市子ども読書活動推進計画*」の推進

- (1) 子どもが身近に読書に親しめるように、子どもの年齢や発達の段階に応じた図書資料の整備や事業を推進します。
- (2) 子どもの読書活動への市民の理解や関心を深めるために、啓発事業の充実に努めます。

3 (仮称)子ども図書館の整備

- (1) 東京理科大学久喜キャンパス跡地に、(仮称)子ども図書館を整備し、乳幼児期から読書に親しむことができる環境を提供します。

4 図書館施設の充実

- (1) 快適な利用者サービスが提供できるよう、老朽化した図書館施設・設備の改修工事を計画的に実施します。
- (2) 「久喜市公の施設管理運営検討委員会」の指定管理者制度*を導入すべき施設との方針に基づき、指定管理者制度の導入を検討します。
- (3) 身近で図書館サービスを受けられるよう、地域で行えるサービスを検討します。

施策6 市民大学・高齢者大学の充実

【現状と課題】

- 市民大学*は平成7年度から、高齢者大学*は昭和54年度から実施しており、平成28年度までの卒業生は、市民大学が467人、高齢者大学は4,038人となっています。
- 市民大学は、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーとなる人材の育成を目的としており、その卒業生は生涯学習推進部委員や、放課後子ども教室*等のボランティア活動者として活躍しています。高齢者大学は、実生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的としており、大学で知り合った同じ趣味を持つ仲間と卒業後も活動したり、ボランティア活動に参加したりしています。
- 市民大学、高齢者大学ともに、学生を確保するための広報のあり方や魅力ある講座の取組みが課題となっています。また、地区ごとに認知度が異なることから、市内4地区において公開講座の開催や大学の授業内容が参観できる「オープン高大」を開催する等、各大学の活動内容を知ってもらうためのPR活動を行う必要があります。
- 市民大学・高齢者大学の活動拠点を（仮称）生涯学習センターに移行する予定です。

【施策の方向性】

- 市民大学では市内4地区での公開講座や企画講座の開催、生涯学習活動やボランティア活動を通して、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーとなる人材の育成を図ります。
- 高齢者大学では、趣味活動や社会参加による生きがいを高めるよう、講座内容等の検討やサークル活動等の充実を図ります。
- 市民大学・高齢者大学の卒業生に対し、市の附属機関の委員や生涯学習人材バンク*等の参加やボランティア活動等、卒業後も地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうように努めます。

【主な取組み】

1 市民大学の充実

- (1) 市民大学の講座を市民ニーズにあった魅力ある内容に充実させます。(再掲)
- (2) 市民大学の市内4地区で開催する公開講座を充実させます。(再掲)

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
市民大学入学者数	人	12	40	
公開講座数	回	11	11	

2 高齢者大学*の充実

(1) 高齢者大学の講座を市民ニーズにあった魅力ある内容に充実させます。(再掲)

(2) 高齢者大学生のクラブ活動やボランティア活動を促進します。(再掲)

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
高齢者大学入学者数	人	67	100	

施策7 放課後子ども教室の推進

【現状と課題】

- ・ 久喜市放課後子ども教室*は、市内全23小学校で実施しています。児童の参加者数は3,060人で、その参加率は42%となっています(平成28年度末現在)。また、豊かな体験活動・交流活動は、多くのサポーターの協力により、支えられています。
- ・ 子どもたちが、放課後・土曜日の安全で楽しい体験活動・交流活動の場を通して、人と関わる力をより一層身に付ける必要があります。
- ・ 放課後子ども総合プラン*の推進にあたっては、放課後子ども教室と学校関係者、放課後児童クラブとの間で緊密な情報交換・情報共有を図る等、事業の円滑な運営ができるよう、連携を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 子どもたちの安全・安心な活動拠点として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会の提供を図ります。
- ・ 学校・家庭・地域の連携をもとに、放課後子ども教室の活動の充実を図ります。
- ・ 放課後児童クラブとともにすべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後子ども総合プランを推進します。

【主な取組み】

1 放課後子ども教室の推進

- (1) 学習やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動の充実を図ります。
- (2) 地域の方々の協力を得て、運営・活動の指導者・サポーターを確保します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
講座数	講座	392	400	
サポーターの数	人	2,011	2,200	

2 放課後子ども総合プランの推進

- (1) 放課後児童クラブと連携し、学校施設を活用した放課後子ども総合プランの実施に向けて取り組みます。

施策1 文化芸術団体の育成・支援**【現状と課題】**

- ・ 市内の各地区に文化団体連合会*等が組織され、それぞれが個々に文化芸術活動を行っており、文化芸術団体の育成・支援のため各団体に補助金を交付しています。
- ・ 各地区の文化団体連合会等について、現状の運営、活動を尊重しつつも、組織を統合することが課題となっています。

【施策の方向性】

- ・ 文化芸術団体の自主的な活動に対して支援・育成を行います。
- ・ 文化団体連合会等の統合に向けて、関係団体への情報提供等の支援を行います。

【主な取組み】

1 文化芸術団体の活動支援及び育成

- (1) 文化芸術団体の企画運営事業を支援します。
- (2) 国、県及び関係機関からの文化芸術に関する情報提供を推進します。
- (3) 文化芸術団体の交流、連携を促進するとともに、団体の実情に合わせた育成・支援に努めます。

2 文化団体連合会等の統合に向けた協力・支援

- (1) 各地区文化団体連合会等の交流及び連携を促進します。
- (2) 統合に向けた情報提供と統合準備会の運営を支援します。

施策2 文化芸術活動等の充実

【現状と課題】

- 文化芸術の発表及び鑑賞の機会を提供することを目的に、文化祭事業及び文化振興事業を企画・実施するとともに、文化芸術団体の活動を支援するため、個々の文化団体が実施する事業を後援しています。
- 文化芸術には楽しさや感動、精神的な安らぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあります。そのため、良質な文化芸術事業の提供が課題となっています。

【施策の方向性】

- 文化芸術鑑賞、発表の機会を充実させるため、文化振興につながる様々な文化事業を実施します。
- 多様な文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。

【主な取組み】

1 文化芸術活動の成果発表及び鑑賞する機会の充実

- (1) 文化芸術団体等の活動の成果発表、及び市民への鑑賞の機会を提供する場として、久喜市美術展*（絵画・彫刻・工芸、書、写真の3部制）を開催します。
- (2) 文化芸術団体の表現芸術の成果発表とあわせて市民への鑑賞の機会を提供するため、市民芸術祭*を開催します。
- (3) 市内中学校、高等学校の吹奏楽部及び社会人吹奏楽団を主とする団体の活動の成果発表の機会を提供するとともに、市民に良質な音楽鑑賞の機会を提供するため、吹奏楽フェスティバル*を開催します。
- (4) 音楽文化の創造、発信、交流に取り組むとともに、市民が音楽の豊かさ楽しさに触れながら、あわせて、久喜市の魅力を発信する「音楽の街・久喜市」を目指して、街かどコンサート*を開催します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
久喜市美術展出品者数※	人	379	450	
久喜市美術展入場者数※	人	2,135	2,800	
市民芸術祭入場者数※	人	911	800	
吹奏楽フェスティバル入場者数※	人	1,968	2,100	
街かどコンサートの実施回数※	回	7	8	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 (仮称)市民ギャラリーの設置

- (1) (仮称)市民ギャラリーを東京理科大学久喜キャンパス跡地に設置し、文化芸術鑑賞の機会と団体及び個人の成果を発表する場を提供し、活動意欲の向上を図ります。

3 文化芸術活動の情報提供

- (1) 市民が文化芸術活動を行うために必要な情報を積極的に収集し提供します。
- (2) 文化芸術活動に関連する、国・県及び関係機関からの情報を収集し、市民や文化芸術団体に情報提供を行います。

施策3 地域文化資源の発掘

【現状と課題】

- ・ 市内には、国・県・市指定文化財が97件（平成28年度末現在）存在し、埋蔵文化財包蔵地も120箇所以上あるなど、貴重な文化財を数多く有しています。
- ・ 市内の歴史的な地域文化資源や本市にゆかりのある人物についての調査を行い、同調査で得られた貴重な成果を公表することで、潜在している魅力の新たな発見へと繋げていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 調査で得られた貴重な成果は刊行物として発行して、市民や市外の関係者等も利用できるようにします。
- ・ インターネットの普及に伴い、これらの刊行物を市のホームページでも利用できるようにしていきます。

【主な取組み】

1 調査報告書の刊行

- (1) 様々な調査で得られた成果は、報告書として刊行し、市民が利用できるようにします。
- (2) 著作権や所有権等の権利関係が処理できた刊行物については、市のホームページでも利用できるようにします。

2 歴史的な地域文化資源の情報の発信

- (1) 歴史的な地域文化資源に係る冊子やリーフレット等を編集して、刊行します。

3 市史編さんの検討

- (1) 保有している多種多様な情報を整理しながら、市史編さん事業の検討を行います。

施策4 文化財の保存・継承

【現状と課題】

- ・ 市内にある97件の国・県・市指定文化財と、120箇所以上ある埋蔵文化財包蔵地を、未来へと大切に保存していくための取組みを行っています。
- ・ 指定文化財のうち無形のを未来へと大切に継承していくため、後継者育成・伝承活動に対する支援を行っています。
- ・ 本市の歴史や文化の正しい理解のために欠かすことのできない指定文化財を、法や条例の規定に基づき、今後も適切に保存していく必要があります。
- ・ 指定無形民俗文化財等については、今後も次世代に確実に継承できるようにするため、後継者育成・伝承活動に対して継続的に支援をしていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 所有者や保存会等と協力しながら、指定文化財の保護や後継者育成・伝承活動に取り組みます。
- ・ 違法な開発によって貴重な埋蔵文化財が消滅することのないように、関係機関と連携して埋蔵文化財包蔵地の保存に取り組みます。

【主な取組み】

- 1 指定文化財の保護活動への支援
(1) 所有者が行う指定文化財の保護活動への支援を行います。
- 2 埋蔵文化財包蔵地の適切な保存
(1) 埋蔵文化財包蔵地を適切に保存していくため、法の規定に基づく手続きを適正に行っていきます。
- 3 指定無形民俗文化財の後継者育成・伝承活動への支援
(1) 国指定重要無形民俗文化財「鷲宮催馬楽神楽(わしのみやさいばらかぐら)*」をはじめとする各保存会等が行う後継者育成・伝承活動等への支援を行います。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数※	回	377	380	各地区に伝承されている神楽や獅子舞・囃子(はやし)等の保存会の後継者育成活動

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

施策5 文化財の活用

【現状と課題】

- ・ 市内にある97件の国・県・市指定文化財について、市の広報紙やホームページ等を活用して、積極的に情報を発信しています。
- ・ 指定文化財についての積極的な情報発信を行い、郷土に対する愛着心を醸成できるように活用していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 市民自らが郷土の歴史や文化を再発見・再認識できるようにするため、絶えず指定文化財に関する情報を発信していきます。
- ・ 郷土に対する愛着心を醸成するため、市内の誇るべき文化財についての講座を開催します。

【主な取組み】

- 1 指定文化財に関する情報の発信
 - (1) 情報の発信は、市の広報紙やホームページ等のほか、講座等も開催して積極的に行います。
 - (2) 市指定文化財「吉田家水塚（よしだけみつか）*」を公開します。
- 2 指定文化財の説明板の整備
 - (1) 指定文化財のある現地を訪れた人のために、当該指定文化財の説明板を継続的に整備します。
- 3 「歴史文化基本構想*」策定の検討
 - (1) 文化財を生かした地域づくりに資するため、国が推進している「歴史文化基本構想」の策定を検討します。

施策6 郷土資料館の充実

【現状と課題】

- ・ 歴史的な地域文化資源を受贈・受託し、展示等に活用しています。
- ・ 市の歴史を紹介する講座の開催、団体見学の受入れ、講師の派遣、学芸員等によるレファレンス*の実施等により、生涯学習や学校教育の学びの場として機能しています。
- ・ 学芸員等による所蔵資料の調査・研究を継続してすすめ、所蔵資料の新たな活用や館運営の新たな方法へと繋げていく必要があります。
- ・ 生涯学習や学校教育との連携強化を図るため、今後も館が行うべき取組みについて絶えず検討していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 所蔵資料を活用するために、展示や講座等での利用だけにとどまらず、所蔵資料の情報を積極的に市民に発信していきます。
- ・ 市民の学びの場として人が集う館運営を念頭に、生涯学習や学校教育を積極的に支援します。

【主な取組み】

1 展示の実施等による所蔵資料の活用

- (1) 所蔵資料の調査や研究を継続的にを行い、特別展や収蔵品展の開催等により所蔵資料の活用を推進します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
郷土資料館の入館者数※	人	7,766	7,900	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

- (2) 青葉小学校内の民俗資料展示室*を公開、活用します。
- (3) 久喜市立郷土資料館だより「笛の音（ふえのね）」を発行して、所蔵資料のなかから魅力あるものを取り上げて詳しく紹介します。また、所蔵資料の目録整備を進め、レファレンスサービスに活用していきます。

2 市の歴史を紹介する講座の開催等

- (1) 市の歴史を紹介する講座の開催、団体見学の受入れ、講師の派遣、学芸員等のレファレンスの実施等により、今後も市民の生涯学習や学校教育を積極的に支援します。

基本目標 7 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実

施策 1 スポーツ・レクリエーション施設の充実

【現状と課題】

- ・ 総合運動公園、体育センター、プール等の社会体育施設や学校体育施設の各種スポーツ施設において、多くの方がスポーツ・レクリエーションに親しんでいます。
- ・ 社会体育施設等の各種スポーツ施設については、老朽化が進んでおり、計画的な修繕、改修が必要です。
- ・ 社会体育施設の管理運営に指定管理者制度*を導入し、民間事業者の能力やノウハウを活用した施設管理を行っています。

【施策の方向性】

- ・ 市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場として、社会体育施設や学校体育施設の充実を図ります。
- ・ 民間事業者の能力やノウハウを活用し、利用者の満足度の向上と管理経費の節減を図ります。

【主な取組み】

1 社会体育施設の充実

- (1) 計画的な修繕、改修を行い、快適な利用環境を整備します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
社会体育施設利用者数※	人	277,422	281,000	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 学校体育施設の利用の促進

- (1) 学校と連携して学校体育施設を開放し市民の利用を促進します。

■数値目標

指標の内容	単位	平成 28 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)	備考
学校体育施設利用者数※	人	215,514	216,000	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

施策2 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

【現状と課題】

- ・ 市民のスポーツ・レクリエーション活動へのニーズは増大、多様化する傾向にあります。久喜市スポーツ推進計画*に基づき、生涯にわたって誰もが、体力、年齢や適性に応じ、あらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりが一層求められています。
- ・ 市民の健康づくりや体力の向上に資するため、各種の大会、教室等を開催しています。また、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての機能を有する総合型地域スポーツクラブ*においても、活発な活動が行われています。
- ・ できるだけ多くの市民が参加できるイベント等を開催していくため、市民ニーズを的確に把握するとともに、イベント等の情報を積極的に周知する必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 全ての市民が、ライフステージに応じ、あらゆる機会とあらゆる場所、多様な関わりを通して、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできる活動の場、参加機会の充実を図ります。
- ・ 多くの市民がスポーツ・レクリエーション大会・教室等へ参加するきっかけとなる情報の提供・周知を図ります。
- ・ スポーツ・レクリエーション活動の普及のため、地域における指導者の育成を推進します。

【主な取組み】

1 スポーツ・レクリエーション大会・教室等の充実

- (1) スポーツ・レクリエーション大会・教室等を開催し内容の充実を図ります。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数※	人	19,712	19,800	

※：久喜市総合振興計画と共通の指標

2 スポーツ・レクリエーションに関する情報収集と広報活動の充実

- (1) イベント終了後にアンケート調査を実施する等、的確な市民ニーズの把握に努めます。
- (2) 市の広報紙やホームページ等を通して、大会、教室等の積極的な情報提供を行います。

3 地域における指導者の資質の向上

- (1) スポーツ推進委員*への研修機会の充実を図ります。
- (2) 地域の指導者に研修等の情報提供を行います。

施策3 スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進

【現状と課題】

- ・ 久喜マラソン大会や地区体育祭等のスポーツ・レクリエーション大会を実施していますが、今後も多くの人に参加できるスポーツ・レクリエーション大会の開催等が求められています。
- ・ スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民相互の交流を促進するため、久喜マラソン大会や地区体育祭の充実を図る必要があります。
- ・ 久喜マラソン大会や地区体育祭は、市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の役割を担っています。引き続き、多くの市民が参加できるよう周知を図るとともに、内容等についても、関係団体とより一層の連携を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 久喜マラソン大会の充実を図ります。
- ・ 地区体育祭等のスポーツ・レクリエーション大会・イベント等の充実を図ります。
- ・ 各スポーツ・レクリエーション団体、関係機関等と連携し、多くの市民が参加できるスポーツ・レクリエーションの大会やイベント等を開催し、スポーツによる交流を推進します。

【主な取組み】

- 1 久喜マラソン大会の開催
(1) 久喜マラソン大会の内容等の充実を図ります。
- 2 地区体育祭の開催
(1) 地区体育祭の内容等の充実を図ります。
- 3 多くの市民が参加できるスポーツ大会等の開催
(1) 多くの市民が参加できる、くき健康ウォークをはじめとするスポーツ・レクリエーションの大会・イベント等を開催します。

施策4 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

【現状と課題】

- ・ 本市では、体育協会、スポーツ少年団やレクリエーション協会等が組織されており、スポーツ・レクリエーション活動が活発に行われています。また、地域住民が主体的に運営する、総合型地域スポーツクラブ*の活動も行われています。
- ・ 各種団体の活動は、新たにスポーツ・レクリエーション活動を始める市民のきっかけ作りや受け皿として期待されています。
- ・ 地域におけるスポーツ振興の拠点としての機能を有する総合型地域スポーツクラブの育成が求められています。

【施策の方向性】

- ・ スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。
- ・ 地域住民が主体的に運営する、総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。

【主な取組み】

1 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

- (1) 各団体に情報提供を行うとともに、団体活動への支援を行います。

2 総合型地域スポーツクラブの創設支援

- (1) クラブ創設に意欲的な団体に対し、アドバイスや情報提供を行います。

■数値目標

指標の内容	単位	平成28年度 (現状値)	平成34年度 (目標値)	備考
総合型地域スポーツクラブ数	クラブ	1	2	

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

本計画を推進するためには、教育にかかわるすべての者が、それぞれが担う基本的な役割と責任を自覚し、相互に連携し協力して取り組む必要があります。

(1) 市民の参画

教育施策の推進にあたっては、市民の方々の協力が不可欠です。そのため、わかりやすい情報提供に努めるとともに、市民、関係団体等の積極的な参画を促し、地域全体で施策を推進します。

(2) 久喜市総合教育会議*による協議・調整

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置する、市長と市教育委員会で構成する久喜市総合教育会議において、教育の条件整備や重要事項等について協議・調整を行い、教育政策の方向性を共有し連携して取り組んでいきます。

(3) 関係機関との連携

各施策を具体的に進めていくため、市教育委員会が中心となり、市長部局をはじめ、国や埼玉県、家庭・地域・学校及び企業や関係団体と連携して取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

(1) 点検・評価の実施

本計画に掲載した各施策を効果的かつ確実に推進するためには、定期的に進捗状況や効果等の進行管理を行う必要があります。

そのため、本計画に基づき策定する、各年度における具体的な取り組み内容を示した、単年度計画である久喜市教育振興基本計画実施計画により、点検及び評価を毎年度実施し、進行管理を行っていきます。

また、その結果について市議会に提出するとともに、市民に公表し説明責任を果たしていきます。

(2) 計画の見直し

本計画は、今後5年間に取り組むべき施策について示すものです。そのため、計画の終期には、年度ごとの点検・評価の結果等を踏まえて見直しを行います。

資料編

1 用語解説

本計画で「*」で記した用語の解説を掲載しています。

行	用語	説明	ページ
あ	預かり保育	保護者の子育て支援の一環として、教育課程に係る教育時間終了後に希望する在園児を預かり、保育すること。	31
	アプローチカリキュラム	就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム。	6、29
	生きる力	学校教育において、子どもたちに身に付けさせたい、「知・徳・体（確かな学力、豊かな心、健やかな体）」のバランスのとれた力の総称。	4、6、8、22、27、46、92、95
	インクルーシブ教育	障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。	9、45、46、48
	オープン参観日	授業をはじめとする普段の学校生活を保護者や地域住民に公開する取り組み。	53
か	外国語指導助手	小学校及び中学校において、英語教育や国際理解教育に関して、児童生徒に指導する外国人講師。	36
	外部指導者	中学校の部活動において、主に実技指導を補完し、顧問の教員と連携・協力する地域住民や保護者、学生等の指導者。	42
	学習支援カルテ	児童生徒のつまずきやその解決方法を記録し・整理したもの。	36
	学習指導要領	全国で一定の教育水準を確保するために、文部科学大臣が公示した教育課程の基準。	35、36、58
	学習・情報センター	学校図書館において、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する機能。	39
	学校ICT	コンピュータ室、普通教室及び特別教室等で活用する教育用コンピュータやタブレット端末等のハードウェア、パワーポイントやデジタル教科書等のソフトウェア、プロジェクタや印刷機等の周辺機器、インターネット環境等を指す。	58、59
	学校運営協議会	保護者や地域住民等から構成され、学校運営の基本方針を承認し、教育活動等について意見を述べ、地域とともにある学校づくりを推進する機関。本市では、平成29年4月から市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール*に移行した。	53、94

行	用語	説明	ページ
か	学校応援団	学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	10、12、39、53、55
	学校図書館図書標準	学校図書館の図書の整備を図る際の目標として国が設定したもの。	58、59
	学校図書ボランティア	学校図書館の本の整理、補修、図書室内外の装飾、児童への読み聞かせ等を行うボランティア。	39
	学校評価	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び評価結果等を広く保護者等に公表していく制度。	10
	学校ファーム	児童生徒が農業体験活動を通して、生命や自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、情操や生きる力*を身に付けるため、学校単位に設置する農園。	42
	学校保健委員会	各学校で、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表及び地域の保健関係機関の代表等により構成され、学校における健康課題を研究協議し、学校における健康教育を推進するための組織。	9、41
	キャリア教育	学校教育と職業生活の円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	8、37、45、46、95
	教育集会所	人権教育及び人権啓発の推進のため設置する集会施設。	13、64
	教育相談員	小・中学校において、市教育委員会及び校長の指示のもと、いじめ・不登校その他児童生徒がもつ悩みについて児童生徒や保護者の相談に応じるため配置された相談員。	46
	教育相談室	児童生徒や保護者を対象に各種相談を受けるために各学校に設置された相談室。	47
	教育に関する3つの達成目標	埼玉県で全児童生徒を対象に、各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的な「学力」「規律ある態度」「体力」の3つの分野で取り組んでいるもの。	7
	教職員評価システム	教職員が設定した目標の達成状況（実績）や職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（行動プロセス）を総合的に評価する人事評価制度とその評価結果の活用までを含めた教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の健やかな成長を目指す総合的なシステム。	10、11、51、52
久喜市学校給食審議会	学校給食の適正な運営について調査及び審議するために設置した附属機関。市民、PTA、学校の代表者等から組織される。	11	

行	用語	説明	ページ
か	久喜市学校図書館用 図書更新に関する 指標	学校図書館における図書資料の廃棄、選定、購入及び整備の指標を定めたもの。	59
	久喜市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、久喜市総合教育会議*において、市長と市教育委員会が協議・調整のうえ、市長が定める教育の目標や施策の基本的な方針。	2
	久喜市健康増進・食育 推進計画	「自分の健康は自分でつくり、守る」ことを基本に、すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指した健康づくりや食育推進の目標と、その実現のための方策を定めた計画。	41、42
	久喜市子ども読書活 動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動に関する総合的・計画的な環境整備を進めるために策定した計画。	15、72、 73
	久喜市生涯学習推進 計画	生涯学習の推進について、その基本的な施策及び目標を明らかにし、計画的、体系的に推進するため策定する計画。	66、67
	久喜市総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市民の代表者であり、予算編成執行権及び議会への条例提案権を有する市長と、教育行政の執行機関である市教育委員会の連携を強化し、両者が教育政策の方向性を共有して事務を執行するため、市長主宰により設置される会議。	89、93
	久喜市総合振興計画	将来へ向けたまちづくりの指針として策定した市の最上位計画。	1、2、21
	久喜市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、本市の実情に即して作成した、災害対策全般にわたる基本的な計画。	49
	久喜市中学校部活動 ガイドライン	市内中学校において、部活動を実施する際の、意義や運営、指導のあり方等について定めたもの。	41
	久喜市図書館サービ ス基本計画	図書館サービスの向上を総合的かつ効果的に推進するため、図書館のあり方や方向性を明らかにした計画。	15、72
	久喜市における学校 給食基本方針	久喜市における学校給食の目指すべき方向、施設の基本的な整備方針等について示した方針	11、60
	久喜市美術展	文化芸術振興の発展を目的に、市民及び文化団体の成果発表の場の提供と鑑賞の機会として開催する美術展。	17、78
久喜市放射性物質の 除染等の対応方針	市における放射性物質の除染等を実施する目安を示した方針。	55、56	
久喜市立小・中学校学 区等審議会	市内小・中学校の適正な配置及び学区等について審議するために設置した附属機関。市民、PTA、学校の代表者等から組織される。	10、57	

行	用語	説明	ページ
か	久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針	市内小・中学校の適正規模・適正配置の基準や学校統廃合等の検討の基準等を示した方針。	11、57
	久喜の子ども、5つの誓い	「一読、十笑、百吸、千字、万歩」の実践を通して総合的な人間力の育成を目指すため、市独自に5つの誓いとして制定したもの。	7、9、38、39、40
	研究委嘱	今日的な教育課題に対応した研究課題を設定し、市教育委員会から委嘱を受けた研究委嘱校の研究成果等を全市で共有して、それを各校の取組みに生かす。	36、51
	構造体	柱、梁、床等の建物の主要な構造部。	10、98
	公民館運営委員	各公民館で実施する公民館事業の企画運営に参画し、地域に密着した事業を行う等、公民館の運営を支援する委員。	70
	高齢者大学	高齢者に対し、実生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的に市が開設した4年制の大学。	15、16、66、70、74、75
	子ども議会	子どもの視点から意見や提言を市政に反映させるとともに、疑似体験を通じて市政への親近感をもってもらうため実施する児童生徒を対象とした議会。	8
	子ども・子育て支援新制度	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を量と質の両面から拡充し、子どもの育ちや子育てを支援するため、平成27年4月からスタートした制度。	33
	子ども大学くき	市教育委員会、東京理科大学、久喜青年会議所が実行委員会を組織し開催。市内の小学生を対象に、大学や専門の先生が楽しく分かりやすい学びの機会を提供する。	14、66
コミュニティ・スクール	学校運営協議会*が設置された学校。本市では、平成29年4月から市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに移行した。	9、10、12、38、39、53、91	
さ	埼玉県学力・学習状況調査	埼玉県が小学4・5・6年生を対象に、国語、算数、中学1・2・3年生を対象に、国語、数学、英語について調査するもの。学習に対する興味関心等の状況を調べ、課題を明らかにして学習指導の改善を図る。	6、7、35、36、39、40、42
	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心をはぐくむために、平成21年度に県が作成した道徳教育教材資料集。県内の公立小・中学校、高等学校の全児童生徒に配付し活用している。	6
	サポート手帳	主に発達障がいがあったり、発達が気がかりだったりする子どもについて、乳幼児期から成人期に至るまで一貫して支援を受けたり、様々な生活場面で障がいの状況を適切に理解してもらったりするため、県が作成した記録手帳。	6、34、48

行	用語	説明	ページ
さ	支援籍学習	障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に学籍を置き、より適切な教育的支援を行う、埼玉県独自の制度。	48
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に創設された制度。	19、72、73、84
	児童発達支援施設	障がいのある児童を日々保護者の元から通わせ、保護するとともに、独立生活に必要な知識・技能を身に付けることを目的とする施設。	34
	指導要録	幼児や児童、生徒の学習及び健康の状況を記録した法的に規定する書類の原本。	29
	市民芸術祭	市内で活動する文化芸術団体が出演し、習得した文化芸術を発表する場と鑑賞する機会として開催する芸術祭。	17、78
	市民大学	生涯学習活動やボランティア活動を通じて、地域づくりの担い手及び指導者・リーダーとなる人を育てることを目的に市が開設した2年制の大学。大学院(1年)を併設。	14、15、16、66、70、74
	社会体験チャレンジ事業	「キャリア教育*」の一環として、職場での体験活動を通して、多くの人々とふれあい、豊かな感性や社会性、自律心を養い、豊かに生きる力*をはぐくむことをねらいとした社会体験活動。	8、45、46
	社会に開かれた教育課程	よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を社会全体で共有し、保護者や地域と連携・協働しながら子どもたちを育てること。	9
	習熟度別指導	各教科等の授業において指導の効果を上げるため、学習内容の習熟度に応じて、学習集団を編成し直し指導する授業形態・方法。	36
	主体的・対話的で深い学び	学ぶことに自ら興味関心をもち、他者との協働や対話等を手掛かりに自分の考えを広げ、習得・活用・探求活動を通して、学びを深めること。	9、35、36
	生涯学習研修大会(まなびすとフォーラム)	様々な生涯学習に取り組んでいる市民の方が一堂に会し、テーマを設定し、グループ討議、発表を行うもの。	67
	生涯学習情報紙(まなびすと久喜)	生涯学習の情報を発信するための広報紙。	14、67、69
	生涯学習人材バンク	生涯学習に関する豊富な経験や資格を持つ個人や団体の人材情報を「人材バンク」に登録し、市民の皆さんが生涯学習を始めるときの情報提供をする。	14、16、66、67、74
生涯学習推進大会(まなびすと久喜)	生涯学習推進大会のスローガンのもと、生涯学習にかかわる市民が学習成果の発表等を行うもの。	13、67	

行	用語	説明	ページ
さ	小学校安全監視員	児童の安全確保を目的として、小学校への不審者の侵入を警戒するとともに、事故発生の際の迅速かつ適切な処置を行うため各小学校に配置する者。	10、55
	少人数指導	各教科等の授業において指導の効果を上げるため、子どもの実態や教科等の特性に応じた少人数の集団編成により学習指導を行う授業形態・方法。	36
	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。アンチウィルスソフトでコンピュータを守ったり、情報の持ち出しを制限・管理したりして、個人情報が出すことを防ぐこと。	3、11、12、58、59
	情報モラル	情報社会において、適正な活動を行うための基となる考え方と態度。	4、37
	人権感覚育成プログラム	児童生徒の人権感覚をはぐくむための体験活動や参加型体験型の活動を取り入れた人権教育の学習プログラム。	7、9、13、43、62
	人権教育教職員啓発資料「あおぞら」	教職員の人権意識をさらに高めるため、人権に関する学校の取組みや人権意識を高める資料を紹介するために発行する啓発資料。	43
	人権の世紀	21世紀は、世界各地において、地球規模での環境問題や経済格差の問題等も含めた人権に関する諸問題を解決し、すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現が求められていることから、「人権の世紀」と言われている。	62
	人権文集「えがお」	市内小・中学校児童生徒の人権に関する優れた作文を編集し、毎年発行しているもの。	7、12、13、43、62
	新学校給食センター整備基本計画	新たな学校給食センターの整備にあたり、施設の設置場所、調理能力、設備等、基本的事項を定めた計画。	60
	新体力テスト	文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に、毎年実施されている調査。	7、41
	吹奏楽フェスティバル	埼玉県芸術文化祭地域文化事業として県との共催により開催。市内中学校、高等学校、社会人吹奏楽団等が出演。	17、78
	スクールガードリーダー	学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。	55
スクールカウンセラー	臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者。いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員への助言・援助を行う者。	8、46	

行	用語	説明	ページ
さ	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、学校と家庭と福祉関係機関との連携を図る者。	8、45、46、47、48
	スタートカリキュラム	小学校に入学した児童が、円滑に小学校の生活や学習に適應していけるように編成した、第1学年入学当初のカリキュラム。	6
	スポーツ推進委員	市のスポーツ推進のため、市民に対してスポーツの事業に係る連絡調整、スポーツ実技の指導、その他スポーツ推進のための指導・助言を行う者。	19、86
	スポーツ推進計画	スポーツ基本法に基づき、市のスポーツを体系的・計画的に推進するために策定した計画。	20、41、42、85
	生徒指導推進委員会	児童生徒の健全育成を期するため、青少年の非行防止や補導等の生徒指導上の問題を解決することを目指す委員会。各小・中学校に設置されている。	8、39、47
	全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施している小学校6年生・中学校3年生を対象にした、学力と生活・意識等に関する全国調査。学力を問う問題だけでなく、児童生徒の学習・生活環境のアンケート調査も行う。	6、7、36、39
	総合型地域スポーツクラブ	幅広い世代の人々が、各自の興味・関心・レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域住民が主体的に運営する地域密着型のスポーツクラブ。	85、88
た	体力向上推進委員会	児童生徒の健全育成を期するため、児童生徒の体力の向上を推進することを目指した組織。	7、41
	中学生サミット	市内中学校11校の代表生徒が一堂に会し、自校の誇り、特徴ある活動等を紹介し合うことを通して、お互いのよさを認め合うとともに、久喜市の学校をさらによくするために自分たちができることについて話し合う場。隔年で実施。	8、46
	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している個別の支援を必要としている児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、児童生徒一人ひとりの状況等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態。	45、46、48
	適応指導教室	不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う教室。児童や生徒の在籍校と連携しながら、通級する児童生徒の自立を目指す。	8、45、47
	出前講座	生涯学習に対する市民の積極的な取組みを促進するため、市職員の専門的な知識や技能を生かし、市民の主催する学習機会等に市の職員を派遣する制度。	16、18、66

行	用語	説明	ページ
た	読書通帳	読書活動推進のため、書籍名、読了日、感想の記入欄を設けた読書記録帳のこと。本市では、平成27年5月から市内4館で統一した子ども用読書通帳の一斉配布を開始し、さらに大人用の読書通帳についても、利用者からのリクエストを受け、平成29年5月から希望者に対し市内4館で配布している。	15
	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。	6、8、48
な	ニュースポーツ	最近生まれたスポーツや既存のスポーツのルール等を簡略化し取り組みやすくしたスポーツ。	19
は	非構造部材	校舎や屋内運動場等の柱、梁、床等の主要な構造部ではなく、天井材や外壁(外装材)、設備機器(照明器具、バスケットゴール等)、備品等で、構造体*とは区分された部材等。	11、58
	非行防止教室	学校が保護者をはじめ、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として行う教育活動。	48
	プログラミング教育	子どもたちにコンピュータに意図した処理を行うよう指示できるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」等をはぐくむ教育。	37
	文化団体連合会	市内の各種文化団体相互の連携と文化芸術の普及・向上のために設立された団体。	17、77
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う事業。市では「ゆうゆうプラザ」の名称で実施している。	12、16、53、74、76
	放課後子ども総合プラン	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、市教育委員会と福祉部局が連携し、一体型を中心とした放課後子ども教室及び放課後児童クラブの計画的な整備を進める取組み。	76
	放射線副読本	文部科学省において、小学校・中学校・高等学校の各段階に応じて、放射線や放射性物質、放射能に関する指導の一助として、平成23年度に作成した冊子。	47
	本多静六(ほんだせいろうく)	久喜市出身の日本最初の林学博士。「日本の公園の父」とも呼ばれ、日本の造林学・造園学の基礎を築くとともに、日比谷公園、明治神宮の森をはじめ、大宮公園等、日本各地を代表する公園の設計に携わった。	9、18、38

行	用語	説明	ページ
ま	街かどコンサート	音楽文化の創造・発信・交流に取り組むとともに、市民が音楽の豊かさを、楽しさに触れながら、あわせて、市の魅力を発信する「音楽の街・久喜市」を目指し、開催されるコンサート。	78
	3つのめばえ	埼玉県の実業で、小学校入学までに子どもたちに身に付けてほしいことを幼児期の特性である「生活」「他者のとの関係」「興味・関心」の視点から取りまとめたもの。	31
	民俗資料展示室	青葉小学校内の空き教室を利用して平成 27 年度にリニューアルオープンした展示室。郷土資料館の別館として位置付けている。	18、83
や	薬物乱用防止教室	青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上のため、学校における薬物乱用防止教育を一層推進する取組み。	48
	ユニバーサルデザインの授業	特別な教育的支援を要する児童生徒を含め、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業。主な支援として、教室環境の整備、教員の話し方、板書や教材・教具の工夫等がある。	48
	幼稚園・小学校連絡会	幼稚園から小学校への滑らかな接続を図るため、幼稚園と小学校の教員との連絡会。	5、29
	幼稚園教育要領	全国で一定の教育水準を確保するために、文部科学大臣が公示した教育課程の基準。	30
	幼保一体化事業	少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする施策。	33
	吉田家水塚(よしだけみつか)	栗橋宿に唯一残されていた商家の水塚を、平成 23 年度に栗橋文化会館敷地内に移築・復元したもの。塚の上の大蔵と向う蔵の内部を一部活用して、水塚や栗橋地域の歴史等の簡単な紹介も行っている。	18、82
ら	歴史文化基本構想	市内に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想。	82
	レファレンス	参考業務という。図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料等を求めた際に、図書館職員が資料を検索・提供等のサービスを行うこと。	72、83
わ	鷲宮催馬楽神楽(わしのみやさいばらかぐら)	関東神楽の源流といわれる古式の形態を残す国指定重要無形民俗文化財で、本市の貴重な指定文化財の一つ。土師一流催馬楽神楽(はじいちりゅうさいばらかぐら)ともいう。	17、81
ABC	ICT	Information and communication technology (インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー) の略。情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。	3、6、11、12、35、36、37、72、73

2 久喜市教育振興基本計画策定委員会条例

平成24年3月23日

条例第7号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、必要な事項を調査審議するため、久喜市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、久喜市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関し必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市立幼稚園長及び小・中学校長
- (3) 社会教育団体の代表
- (4) 小・中学校PTAの代表
- (5) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 久喜市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

(敬称略・選出区分ごとに50音順)

氏名	選出区分	
久保 たち子	第1号委員	公募による市民
萩原 征而		
板東 恵子		
平澤 香		
藤目 裕久		
内田 京子	第2号委員	市立幼稚園長及び小・中学校長
鎌田 充子		
○安田 公紀		
小山 康弘	第3号委員	社会教育団体の代表
富田 伯枝		
成田 寿々子		
荒井 靖光	第4号委員	小・中学校のPTAの代表
狩野 敬		
佐々木 伸世	第5号委員	学識経験を有する者
◎西崎 道喜		

任期：平成28年11月18日から基本計画の策定が終了するまで

4 計画策定経過

期 日	会 議 等 名	主 な 内 容
平成 28 年 11 月 18 日	第 1 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 計画策定の趣旨説明等
平成 29 年 1 月 31 日	第 2 回 策定委員会	久喜市教育振興基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子（案）について ・ 総論（案）について
3 月 28 日	第 3 回 策定委員会	久喜市教育振興基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の展開（案）について
5 月 18 日	第 4 回 策定委員会	久喜市教育振興基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総論（案）について ・ 施策の展開（案）について ・ 計画の推進について ・ 資料編について
5 月 23 日	教育委員会定例会	久喜市教育振興基本計画（案）の策定状況について
6 月 20 日	第 5 回 策定委員会	久喜市教育振興基本計画（案）について
7 月 8 日 ～8 月 6 日	パブリックコメント	
7 月 26 日	教育委員会定例会	久喜市教育振興基本計画（案）の策定状況について

5 アンケート調査概要

本計画の策定にあたり、児童生徒等の学習状況や生活状況、家庭や地域における教育など、さまざまな課題整理の基礎となるデータや意見を集約するため、アンケート調査を実施しました。調査概要は次のとおりです。

なお、アンケート調査の集計結果については、久喜市のホームページから見ることができます。

(1) 対象

- ・児童生徒：市立小学校 5 学年及び市立中学校 2 学年のうち各校 1 学級
- ・保護者：上記児童生徒の保護者及び市立幼稚園年長組の保護者
- ・教職員：市立小・中学校教職員及び市立幼稚園教職員

(2) 実施期間

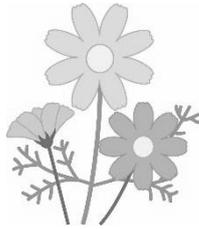
平成 28 年 9 月 1 日～9 月 15 日

(3) 回収状況

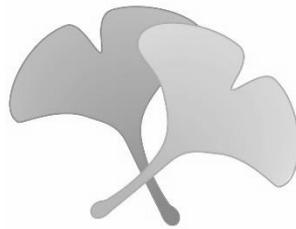
区 分	配布数	回収数	回収率 (%)
小・中学校児童生徒	1,048	1,037	99.0
小・中学校保護者	1,050	988	94.1
小・中学校教職員	722	683	94.6
幼稚園保護者	101	92	91.1
幼稚園教職員	11	11	100.0
計	2,932	2,811	95.9

第2期 久喜市教育振興基本計画
平成30年3月

発行 久喜市教育委員会（教育部教育総務課）
Tel：0480- - （代表）
Email：kyoikusomu@city.kuki.lg.jp



市の花 コスモス



市の木 イチョウ